

出

[illegible]

○議長（加藤鍾五郎君）お諮りいたし

提出する理由である。

を求めます。予算委員長橋橋渡君。

を求めます。予算委員長齋藤君。

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 昭和三十四年度一般会計予算外二件

昭和三十四年度一般会計予算

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和三十四年度特別会計予算

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和三十四年度政府関係機関予算

〔本号(その二)に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔橋樑渡君登壇〕

○橋樑渡君 たいい議題となりまし
た昭和三十四年度一般会計予算外二案
につきまして、予算委員会における審
議の経過並びに結果を御報告申し上げ
ます。

本予算案は、去る一月二十三日予
算委員会に付託せられ、三十一日より
審議を開始したのでありますが、その
間、非核武装決議案及び最低賃金法案
等の問題により審議が若干停滞いたし
ましたが、この数日を除くほか、連日
にわたって委員各位の熱心な審議が行
われ、本日討論、採決をいたしましたの
であります。審議の途中、二日間の公聴会
を開き、各界八名の公述人の意見を徴
し、審議を一そう慎重にいたした次第
であります。

予算案の概略につきましては、先般
本会議において佐藤大蔵大臣より詳細
なる御説明がありまして、十分御承知
になっておられますので、ここでは重
複を避け、主として予算案をめぐっ
て展開せられました質疑を中心として
御報告申し上げます。

さて、最初に財政の規模と経済政策
について申し上げます。

三十四年度一般会計は、歳入歳出と
も一兆四千九百九十二億円で、第一次補
正を含む三十三年度予算に比べ九百八
十億円を増加いたしております。しこ
うして、右歳入の増加は、明年度にお
いては、所得税、物品税等、一般会計
において四百十三億円の減税を予定し
ておりますが、一方に、租税収入の自
然増収、租税特別措置の整理、合理化
等による増収、揮発油税の税率引き上
げによる増収等があり、また、三十三
年度において特定の目的に充てる条件
で保留されました経済基盤強化資金の
受け入れ二百二十一億円の増加がある
ためであります。

特別会計は、新たに特定港灣施設工
事特別会計の設置を見ましたが、他
方、特別減価償却特別会計が廃止され
ましたので、その数は本年度と同じく
四十を数えており、一般会計、特別会
計を合した純計は、歳入において三兆
一千二百二十七億円、歳出は二兆九千
四百八十五億円となるのであります。
政府関係機関は、総数十二でありま
して、収入一兆三千五百億円、支出一
兆七百四十一億円となっております。
また、財政投融資は、総額五千九百
十八億円で、前年度の当初計画に比べ
千二百三億円、改訂計画に比べ八百四
十五億円の増加となっておりますのであ
ります。

政府は、この予算編成方針として、
長期にわたる通貨価値の安定を確保す
ることを第一の目標とし、財政の健全
性を堅持して、一般会計の規模は、租
税収入その他の普通歳入と経済基盤強
化資金の使用によって支弁する範囲に

とどめるとともに、財政投融資におい
ても、新規原資及び繰越資金のほか、
民間資金を適度に活用することによつ
て経済の安定的成長に資することと
も、経済基盤を強化し、経済の体質改
善をはかることを基本といたしておる
のであります。他方、経済計画におい
ては、国民総生産を、前年度に比して
六・一%、実質五・五%の成長を見込
んでおりますが、この成長率は、長期
経済計画における三十四年度の成長率
と、ほぼ見合っております。

そこで、まず、過去における経済情
勢に対する財政政策の食い違いと明年
度予算との関係が問題となったのであ
ります。

すなわち、第一点は、「政府は、過
去三カ年間に於いては、神武景気といわ
れる好況に際しては、一億圓政策、一
千億圓政策という積極政策を推進し、国
際収支の破綻を招来した。また、急角
度の政策転換による不況に際しては、
これが対策を講ずることなく、このた
め経済に大きな波動を生ぜしめる結果
となったが、このことは、政府の財政
経済政策が経済の諸条件に適応しない
ことに基因しており、特に経済の変動
を余儀なくせしめた主たる原因は、民
間設備投資及び在庫投資等、いわゆる
民間資本形成の面における政府の適切
なる指導の欠陥にあると思われ。ま
た、明年度予算は、一般会計、財政投
融資とも、その規模は相当増大し、か
つ、二千四百億円の散布超過が見込ま
れ、かなり積極的、刺激的な予算であ
るといわざるを得ないが、政府は、過
去の財政経済政策に対して、いかなる
反省の上に立つて本予算を編成したの
であるか。また、多額の散布超過が見

込まれる際、最も重要なことは、資金
を単に民間の自主的運営にまかせるべ
きではなく、政府による有効適切な指
導がなされることを必要と考えるが、
政府は資金を計画的に運用するための
機構を確立する意思はないか」とい
うのであります。

第二点は、予算の編成と関連して、
昭和三十五年度予算及び財政投融資の
財源が問題となったのであります。す
なわち、「三十四年度予算及び財政投
融資は、積極性を打ち出したため、そ
の財源として、三十三年度においてた
な上げされた経済基盤強化資金、その
他繰り越し及び蓄積資金等、あらゆる
財源を使い尽してゐる。三十五年度に
おいては、一般会計歳入の面におい
て、いわゆるたな上げ資金もなく、さ
らに剰余金の減少、減税の平年度化に
よる減収等により大幅な減少が予想さ
れるとともに、反面、歳出の面におい
ては、旧軍人恩給、国民年金、社会保
険等の当然増一十億圓以上の歳出の増
加が見込まれる。また、財政投融資に
ついても、産投及び資金運用部の原資
において多額の減少が推定される。政
府は、三十五年度の財源について、い
かに対処する方針であるか」という質
疑が行われました。

これに対しまして、政府は、第一
点、「財政経済政策は、経済の波を小さ
くし、安定した基礎の上に成長をはか
ることを根本とするものであり、予算
もまた、この線に沿って編成されるべき
はもちろんであるが、過去において景
気の見通しを十分に把握し得なかつた
こともあるので、景気の動向について
は格段の注意を払っている。三十三年
度予算は、三十二年度の予算を実施に移

した後の経済情勢の変動を念頭に置いて
編成したので、本予算を忠実に実行
することが経済に対応するものであ
り、かつ、財政が経済に対して特に刺
激を与えるような措置は望ましくない
との観点に立ち、公共事業等の繰り上
げ実施を行い、特に不況対策としての
補正予算措置は講じなかつたのであ
る。これによって、いわゆる経済の調
整過程を終え、最近は一層上昇に向つて
おるのであるが、三十四年度予算及び財
政投融資計画は、明年度における日本
経済のあり方、その成長の度合いにふ
さわしいものであると考える。散布超
過については、政府としても大きな関
心を払っているところであり、過去に
おける苦しい経験を繰り返さないよう
に、財政と金融との一体的運用によ
り、特に通貨価値の安定をはかること
を第一義として、金融の正常化に効果
を奏するよう指導していきたい。金融
に対する指導は、民間の創意工夫に
よる活動を建前としておるので、特別
強い指導をすることは好ましくなく、か
ら、現行法の認める範囲内において適
切な指導監督をしていきたい。従つて、
金融に対して特に統制をする機構を確
立することは考えていない」との答弁
がありました。

また、第二点の、三十五年度の財源
については、「過去の蓄積資金を使用し
たことは、現在直面している経済状態
から将来の安定した経済への発展をは
かるために必要な経費として計上した
ものであり、これによって将来の財政
の基礎を弱くするに思ひをいたして
いる。従つて、三十五年度財源
については、例年のごとく、税収そ
の他税外収入により一応まかない得る

と考えるから、一般会計も、財政投融資も、現在のところ、特に新たな工夫をする必要はないものと考えている」との答弁がありました。

次に、政府が特に重点施策として実施しようとする事項は、一、減税を中心とする税制の改正、二、国民年金制度の創設等、社会保障制度の充実、三、道路及び港湾等の整備、四、農林漁業の振興、五、文教及び科学技術の振興、六、地方財政の健全合理化、七、中小企業対策、八、貿易の振興及び経済協力の強化等であり、これらの施策に対して、特に論議の焦点となり、また、要約して申し上げます。

第一は、税制改正についてであります。政府は、三十四年度国税、地方税を通じて五百三十三億円、平年度において七百十七億円の減税を行うほか、租税特別措置について整理合理化をはかるとともに、道路整備の財源に充てるための揮発油税の引き上げを行う等、諸般の改正をすることにいたしました。

質疑は、すなわち、「今回の減税案中、所得税については、扶養控除の引き上げに重点を置き、基礎控除について何ら措置がなされていないが、その理由いかん。また、租税特別措置は、戦後復興期の一時的措置であるべきにかかわらず、今や長期化し、既得権化している。しかも、この措置による恩恵は、収益の多い大企業に二重、三重に与えられている。かかる措置は、税負担の公平を欠くから廃止すべきではないか。政策上必要な産業に対しては、補助金もしくは財政投融資等の手段を講ずべきものと考えているが、政府の見解いかん」というのであります。

これに対し、政府は、「過去における所得税の減税は基礎控除を中心に減税したから、今回は家族構成に重点を置き、バランスをとった。また、租税特別措置は、個々の企業につきそれぞれの理由に基いて措置が講ぜられていて、もとの、従来とも機会あるごとに整理をしてきたが、今後とも経済情勢の変化に応じて整理していきたい。また、恩恵を受ける法人は、大法人のみではなく、中小企業も相当恩恵を受けている。なお、根本的な問題については、政府が新たに設ける税制調査会で検討したい」というのであります。

第二は、社会保障についてであります。昭和三十三年度社会保障関係費は、前年度より二百二十一億円を増加し、一千四百七十九億円となっております。新たに老齢、障害、母子の三つの年金の制度を創設し、三十四年度より無拠出の援護年金の支給を開始することとし、また、国民皆保険計画の推進、生活保護、児童保護等の充実を期しております。なお、国民年金制度創設を機会に、社会保険の国庫負担割合の総合調整がはかられておるのであります。

これらの施策に対する質疑は、「政府の社会保障政策は、どれもみな不徹底である。特に、低所得層に対して、生活保障にしても、結核対策にしても、はたまた失業対策や年金制にしても、いずれもその一つの政策だけで生活を保障することはできない。このために、人件費、事務費等においても莫大なむだがある。低所得層に対する対策は総合的に検討すべきではないか。また、社会保障制度における国庫負担の総合調整をはかるといって、保険料

率や国庫負担等を増減しているが、調整をはかる必要があるのは、国民年金と厚生年金との調整ではないか」というのであります。

これに対する政府の答弁は、「現行の社会保障制度は、それぞれの必要があつて発達してきたものであり、すべて窓口を一本にするということはできない。従つて、限られた予算の中で、それぞれの制度を充実するように努力している。各種社会保険制度における国庫負担の総合調整は、全体を見直して、経理面のよいものには保険料率を引き下げ、あるいは国庫負担の軽減をはかり、また、悪いものに対しては、事業効果が上がるように国庫負担の率を引き上げたのである。国民年金と厚生年金との通算措置は、三十六年度から拠出制度が発足するので、それまでに調整する目途で検討中である」というのであります。

第三は、道路整備についてであります。道路整備事業については、特に経済の体質改善の一環として、構想を新たに、三十三年度以降五カ年間に一兆円の資金を投入することとし、さしあたり三十四年度は、経済基盤強化資金の引き当て及び揮発油税等の増徴により、一般会計において二百九十五億円を増額しているのであります。

質疑のおもなものは、「国土開発縦貫自動車道建設法に基く道路建設の進捗がおくれている理由及び今後の実施の見通しいかん。また、道路整備計画の財源を主として揮発油税の引き上げによつては、かかる措置は運輸業者、石油業者の負担能力を越えるものであるから、他の適当な方法、たとえ

ば、公債発行等の措置によるべきではないか」というのであります。

これに対して、政府は、「国土開発縦貫自動車道建設法に基く名古屋―神戸間の高速道路は、用地買収が予定通り進まなかつたこと等により、工事は若干おくれているが、明年度から急速に進み、三十六年末までには一応完成し、全体としては三十七年より供用を開始し得る見通しである。東京―小牧間は、三十二年度以来、地質、気象、交通量、経済状況等、諸般にわたつて鋭意地調査を進めている。また、道路整備を目的とする揮発油税の引き上げについては、石油業者、運送業者の營業収益率は年々上昇の傾向にあつて、全企業の平均収益率はかなり上回る実情にある。さらに、自動車に対する揮発油税以外の公課も諸外国に比して低い状況等を考慮するならば、この程度の税の増徴は業者の負担能力を越えるものとは考えられない。道路整備のためには公債発行は、現段階においては、通貨価値の安定という観点から賛成しかねるとの答弁がありました。

第四は、農林漁業の振興についてであります。質疑は、主として農漁民の生活安定の確保という点に集中いたしました。すなわち、「戦後、政府の農業政策は食糧増産に重点が指向せられ、現在その成果を上げつつあるが、他面、農漁家の生活は相対的にはなほだしいおくれを生じている。政府は、農漁家の生活の安定と向上につき、いかに対処せん」としているか。また、従来の生産者米価の決定方法を所得補償方式に改める意思はないか。沿岸漁業者は、資本漁業者の圧迫を受け、その生産性はきわめて低く、その生活は悲惨

なものがある。沿岸漁業者専用の漁場を設ける等の措置を講じ、これらを救済する必要があると考えるが、政府の見解いかん」等の質疑が行われました。

これに対して、政府は、「農業生産は向上したことは事実であるが、他の産業に比較してはまだその生産性が低く、収入の格差が生じている。従つて、今後の農政の重点は、生産力を高めていくとともに、所得の増大に指向したい。しかし、日本の農業は、耕地面積の狭小、人口の過剰等の諸条件のため、所得の増大をはかることは、ひとりで農業政策のワク内のみで解決のできない面もあるから、日本経済全体との関連において検討したい。このために内閣に農林漁業基本問題調査会を設置し、あらゆる角度から検討する方針である。生産者米価の決定方法については、実情に即しないとの意見等もあるから、決定方法については目下検討中である。沿岸漁業については、海草類、貝類の取得について、その保護措置が講ぜられていないから、増殖に対して一そう助成したい。専用漁業権は、戦前は設定されていたが、戦後はこれを認めない傾向となつて廃止している」との答弁がありました。

第五に、地方財政について申し上げます。地方財政については、三十四年度において、中小企業の負担の軽減をはかるため、事業税を中心として減税を予定し、他方、地方交付税の率を二・八・五％に引き上げるほか、公共事業を初めとする投資的事業の拡充等に必要な財源を確保し、行政水準の維持向上を期しております。

これらの措置に関し、次のとき質疑が行われたのであります。すなわ

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 昭和三十四年度一般會計予算外二件

ち、「一、明年度地方財政は、地方税の減税、公共事業に係る国庫負担等の臨時特例法の適用期限終了による歳入減が見込まれる反面、人件費の膨張、公共事業費の増額等による財政負担は一そう増大するから、地方行政水準の低下を招来するおそれがある。政府の見解いかん。二、また、直轄事業の増加に伴い、交付公債が増加し、これが利子の累増は地方財政のガンになっていると考えられるが、政府においては、交付公債のあり方を再検討し、利子負担の軽減措置を講ずる意思ありや。さらに、三、各種公営事業量の増加する趨勢にある折柄、これら公営事業に対する公費負担を、地方債発行計画のワケ外として発行する措置を講ずる意思はないか」等でありました。

これに対して、政府は、「一、減税による減収は、交付税率の引き上げによりこれを措置し、その配分については、町村よりむしろ府県に重点を置くよう考慮する。臨時特例法は、地方財政の好転した実情に基きこれを廃止し、むしろ事業量を拡大していくことが、一般の要請にこたえるゆえんであると考える。公共事業の増大に伴う負担の増加は、道路に関しては、本年度と同率の国の負担率を据え置く等の措置をとるほか、公立学校施設充実のためには、地方債の増額発行により処理し、一方、物件費、旅費等については、国の予算に準じて節減をはかる等の措置を講じて財源に支障ないよう取り計らっているから、行政水準が低下することはないものと考える。二、直轄事業に対する負担金を公債の形式で納付することは、地方財政の健全化の面から望ましい姿ではなく、工夫を要す

ることである。交付公債の利子を免除する意思はない。三、また、公営事業の公費負担は、民間資金の活用という面から、地方債発行計画のワケ外に置くことは適当でないが、実際の運用については善処する考えである。要するに、地方財政確立の根本は、国及び地方を通ずる税源の配分の適正化にあると考えるが、これらに関しては、内閣に税制調査会を設け、国税と地方税を通じて根本的に検討することにした」との答弁でありました。

このほか、特に議会政治のあり方、安全保障条約改定の問題、防衛の問題、日中及び日韓問題、賠償の問題、欧州の通貨交換性回復に伴うわが国の貿易政策、石炭産業を中心とするエネルギー政策、文教及び科学技術に関する問題、あるいは計画造船に関する問題、行政整理の問題、労働問題等、外交、内政各般にわたって真摯活発なる質疑応答が行われたのであります。これらは、時間の関係上、これを割愛し、これを会議録に譲ることを御了解を賜りたいのであります。

かくて、三月二日すべての質疑を終了したし、本日、予算三案を一括討論に付し、採決の結果、予算三案は政府原案の通り可決されたのであります。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) これより討論に入ります。小平忠君。
〔小平忠君登壇〕
○小平忠君 私は、日本社会党を代表し、政府提出の昭和三十四年度一般會計予算案、同特別会計予算案並びに同政府関係機関予算案に対し、反対の意

思を表明せんとするものであります。

(拍手)
明年度予算案は、一言にして言うならば、岸内閣が今日まで提出した本予算並びに補正予算を通じて、最もその正体を露骨に暴露した予算案と言うことがのできるものであります。岸内閣は、本予算案をもって、減税や国民年金などの公約実現予算であると大宣伝しているものであります。このように大幅に後退し、羊頭狗肉そのものとなった予算案に、何のくせもあつて公約実現という大言壮語ができるのであります。現下、むしろ、逆に、その金権政治の野望を隠蔽した悪質な予算案であつて、公約実現はおろか、その誠意すら見受けることができないのであります。

日本社会党は、この政府案を検討した結果、予算総額はあげて大企業サードビスのために編成したものであり、民間金融を再び設備投資競争に誘導する方向に持っていく、反面、経済白書がみずから明確にしているごとく、ますます拡大する貧富の差や、雇用伸度の減退に対しては全く無力であり、ただ歴代の保守政権のつづけてきた伝統を受けて、ひたすら大企業にのみ満腹せしめる、いわば食い逃げ予算であると断定できるのであります。(拍手)すなわち、自民党政権と大企業との結合は、ますます緊密化し、強化されていくことは必至でありました。そのことは、すでに現実の姿として現われてきているのであります。勤労者の盛り上げる力を抑圧し、警備法の改悪を抜き打ち的に上程してみたり、勤務評定を強行し、労働運動に弾圧を加えてきていることが、これを如実に示している。

ところであります。しかも、このような大企業本位の経済政策の結果として、国内有効需要はおのずから狭められ、一方、大企業の設備投資の行き過ぎ、設備過剰、生産過剰の再発は再び迫ってきておるのであります。

このような経済政策を基調として編成された明年度予算案の特徴をあげるとすれば、まず第一に、防衛関係費については、アメリカ政府の承認を得なければ案作成の決定ができないという、文字通りアメリカ政府のひもつき予算であり、憲法第七十三条に規定されておる、「予算を作成して国会に提出する」という内閣の職務を履行しない、自主性のないものとなつていくことであります。しかも、明年度の防衛庁費には千三百六十億円が計上され、国庫債務負担行為は百九十八億円、継続費は六十八億円、このほか多額の繰り越し明許費を持つという飛躍的な増額を企図しており、ミサイル試験部隊の設置によって核兵器持ち込みを策し、かつ、日米安保条約の改定と相俟つて、中ソ両国をますます敵国視する方向へ持つていくこととしておるのであります。しかも、アメリカよりの軍需品の供手が減少しておることを口実に、国内での兵器生産を、戦前同様、国費によって育成せんとし、その膨大な国費を、すでに使いものにならない戦間機の生産に向け、国内大企業利潤のために奉仕せんとしておるのであります。

政府案の第二の特徴は、大企業及び高額所得者だけに奉仕する階級予算であることとあります。(拍手)まず、歳入面では、毎年度大企業に対して八百億円をこえる減免税の特典が租税特別措置法を通じて実施されておつたのであります。政府は、明年度は、このうちわずか七十億円を改廃するにすぎないのであります。しかも、歳出面では、総額千七百一十億円の増額の中で、公共事業費、防衛関係費、賠償費の増額だけで五百六十四億円になっており、これらの予算支出が、利権と汚職の巣くつとなり、政治の墮落腐敗の財源となつておることは、国民周知の事実であります。(拍手)さらに、公共事業費のひもつきとなつて、地方自治体の自由に使えない地方交付税交付金の増額分二百四十六億円を加えれば、千七百一十億円のうちに、まさに七百九十二億円までが、大企業と自民党の、うまい汁の吸いどころにせんがための増額なのであります。(拍手)同じく、財政投融資計画を見るならば、開発銀行、電源開発公社、輸出入銀行、石油資源の四社に対する投融資だけで四百六十三億円が増額になっているにもかかわらず、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金に対しては、逆に四十三億円の減額になっておるのであります。

また、農林水産予算については、岸内閣の重大施策の一つとして取り上げ、施政方針の中に、特に格別の考慮を払うとまでうたいながら、その実、国家総予算から見ると、農林予算の占める比率は、逆に年々減少の一途をたどつてきているのであります。農産物価格のごときは、審議機関の意思とは逆に、生産費も補えぬ低価格に押えんとしており、一方、零細なる沿岸漁業の振興に対しては、昨年度よりその予算を減額するといふとき、実に場当たり的なものであり、全産業を通じて最も水準の低いこれら第一次産業部門に

に対する保護政策を全く放棄しておるの
であります。

そのことは、中小企業の予算につい
ても同様であります。中小企業者一千
万人に対し、わずか二十億円の振興費
が計上されているにすぎないことから
見ても明らかであるところでありま
す。(拍手)

さらに、勤労者に対する課税を見る
ならば、租税収入の自然増収を一千八
十六億円と見積り、これから景気がよ
くなるという理由で、その大半を所得
税と間接税関係で見積りており、まさ
に徴税強化を意図しておるのでありま
す。しかも、法人税に対しては、景気
が悪かつたからという理由で、税収見
積りはほとんど横ばい程度にすぎない
のであります。

岸内閣の減税公約とは、このような
課税公平の原則におよそ正反對の方針
の上に作文されたものであり、形式的
には所得税の免税点は引き上げられた
が、実は、私鉄バスの値上げに始まる
諸納金の値上げ、これの消費者物価へ
のはね返りで、たちまち相殺される順
序が組まれておるのであります。われ
われは、このような減税のからくりを
国民の前に明らかにし、岸内閣を糾弾
することこそ、われらの使命であると
存するのであります。(拍手)

政府案の第三の特徴は、勤労者の生
活向上を全く無視しておる点でありま
す。岸内閣は、所得税の免税引き上げ
を大宣伝しておりますが、これの適用
を受けられるのは、所得税納税者約二
千万人のうち、わずか八十六万人にす
ぎません。納税していない二千万人の
低所得の勤労者については、諸物価値
上げの被害だけを岸内閣より受けるこ
とになるのであります。(拍手) 従っ
て、政府の見通しでは、個人消費支出
がどこまで上昇することになっている
が、実は、これは相当高額の所得者の
みに適用されることであり、低所得者
は、物価値上げに苦しめられ、失業の
不安に脅かされておるのであります。

さらに、岸内閣は、公約実現の一つ
として、無拠出年金の実施をうたつて
おるのでありますが、実は、生活保護
世帯を除外して、その上積みとなる二
百五十七万人に、月額千円から千五百
円程度が、十二月から四月間だけ支
給されるにすぎないのであります。こ
れでは、当然に生活保護を受けるべき
貧困者に対して、もっと割安な国民年
金という名の救済措置をしておるにす
ぎないのであります。国民年金の基
本性格である、国民の所得保障の目標
とは、およそかけ離れた、インテリ公
約なのであります。(拍手) 岸内閣も自
民党も、口を開けば福祉国家の建設を
唱えながら、その政策の実態たるや、
まことに欺瞞の連続であります。まだ
不況のあらしが吹いているのに、生活
保護人員は削減されました。失業対策
費は、横ばいどころか、減額されてお
ります。一千万人の加入者を持つ厚生
年金を初め、社会保険の料金は引き上
げられ、この面からも勤労者の家計負
担は苦しくなっておるのであります。

もう一つの政府公約である、すし詰
め教室の解消はどうか。一万七千教室
のすし詰めを解消するために六百七億
円が必要というのに、わずか七十七億
円が計上されているにすぎません。こ
れで五年間で解消するとは、いかなる
算術をもつて計算したものであります
か。全く小中学校の児童をも侮辱した
予算編成であると断ぜざるを得ないので
あります。(拍手)

政府案の第四の特徴は、地方自治体
を国の財政の下請機関化せんとする点
であります。政府案を外見上見ますと
と、交付税率を二%引き上げ、かつ、
地方財政計画は一千八百億増額し、
地方財政は拡大の方向に向かうかよう
に見えるのであります。この一千十
八億円の五%までは国のひもつき事
業に使われるのであり、地方の単独事
業のための増額は、わずかに〇・七%
しか残っていないのであります。歳入
面では地方の自主財源が四百九十九億
円に達する予定になっておりますが、こ
れも大半は国のひもつき事業に向けられ
るのであります。従って、地方自治体
は、地方職員の手給を支払い、単独事
業費をまかなうには、どうしても地方
住民より寄付金などの税外収入を割り
当てざるを得なくなっておりま

か。再び地方自治体には赤字団体
がふえ、憲法で保障されている地方自
治は、岸内閣の手によって全く侵害さ
れておるのであります。

以上、私がここにあげた政府案の諸
特徴は、本院における予算審議の過程
においていずれも明らかにしたもので
あります。岸内閣は、わが党の非核
武装宣言決議の提唱に賛成しておきな
がら、自民党総裁としてはこれに反対
して、首相と総裁との二重人格を使い
分けたのであります。(拍手) 政党政治
をベースとして、われわれが本院にお
いて予算審議をしておる最中に、岸総
理は、みずから政党政治を否定したの
であります。また、三十四年度予算審
議の最中に、突如として、同年度の二

百五十億に及ぶ補正予算を提出して参
りました。かくのごときは、およそ、
その例を見ざる、無定見きまざるもの
であります。(拍手) さらに、奇々怪々
なる事実としては、本予算案を提出し
た岸首相は、自民党大会において、党
内三分の一の議員より不信任を突きつ
けられておるのであります。(発言す
る者あり) 今や党内的にも長期政権担
当の夢が春の淡雪のごとくはかなくも
消え去った岸内閣に、本予算案提出の資
格は断じてないと思ふのであります。
(拍手) かくのごとき、国民より見離さ
れた、お粗末な内容を持つ予算であ
りますために、従来社会党が取り来た
組みかえ動議のごときものも提出でき
る形を整えた予算ではないのであり
ます。(拍手)

世界の政治経済は、東西の武力対立
に血の道を上げておる時代は去りまし
た。激しい経済競争の中にあつて、経
済協力の努力を積み重ねることこそ
が、現在の世界政治経済の進路なので
あります。日本社会党は、この見地に
立つて、明年度の予算の編成は、雇用
の増加、国内有効需要と輸出の増加促
進を目標として、第一に、国民年金制
の実施を主体とする社会保障費の大幅
増額、第二に、国民の租税負担の不公
平是正、第三に、農林漁業と中小企業
の近代化促進、第四に、アジア・アラブ
諸国との経済提携を促進するための資
金の技術援助の強化、第五に、地方財
政の財源補てんのため地方交付税率を
百分の三十に引き上げ、第六に、防衛
関係費その他不急不要費の大幅削減、
第七に、民間金融と財政投融資とを一
元的計画に基いて配分し、二重投資を
排していくと同時に、大企業と巨大銀

行との系列的金融集中の防止でありま
す。これら七つの基本方針を持つて予
算編成を行へべきであると考えるので
あります。

国内有効需要の拡大とは、何よりも
まず、勤労者の半分以上を占める年収三十
万円以下の低所得者を中心にして勤労
者の購買力を高めることであります。
このため、所得税の免税点を標準家
族年収三十四万円に引き上げ、一方、
大企業に対する租税特別措置法の恩典
を撤廃し、その中で増収をはかるもの
であります。

社会保障については、昭和三十五年
度中に国民皆保険を実現して、医療保障
を一応完成し、所得保障の面では、直ち
に、六十才以上の老人に月千円、六十五
才以上に二千万円の老齢年金、二十才以
下の子弟のある母子世帯に月三千円の
母子年金、一級から三級までの身体障
害者に四千円から二千万円までの障害年
金を支給する、この二つの、医療と所
得との両保障をささえとして、働いて
いる者には全産業に同じ基礎を持つ最
低賃金制を実施し、ここに国民最低生
活を保障する場を作り、その上に勤労
の意欲を高めつつ生産意欲を作り上げ
ていくのであります。

このように、国内に勤労者の購買力
を引き上げる努力を払わずして、いたず
らに設備投資しても、生産過剰となる
ばかりであります。従って、岸内閣の
ように、全く国民のうちに市場を持つ
必要のない軍備産業を国民の血税に
よって育成するような結果になるので
あります。日本経済の安定と発展と
は、勤労者の生活水準の上昇と雇用の
増加に基礎を置かずして実現し得る道
理はありません。しかも、この道は、

再軍備の道とは財政的に両立しないの
であります。一部の特権階級にのみ奉
仕する予算ではなく、全国民大衆の生
活を守り、日本の独立と平和の達成を
期し得る、わが日本社会党の予算編成
方針に同調せられて、再出発されるこ
とを強く要求するものであります。

以上申し上げた理由により、政
府案に断固反対いたしました。私の討
論を終ります。(拍手)

○議長(加藤繁五郎君) 西村直己君。

〔西村直己君登壇〕
○西村直己君 私は、自由民主党を代
表いたしました。ただいま議題となり
ました昭和三十四年度一般会計予算外
二件の予算案に対し、賛成の討論を行
うものであります。(拍手)

まず、第一に、昭和三十四年度予算
案の性格を明らかにいたしまして、次
いで、わが党の重要公約がどのように
具体化されているかを明らかにし、賛
成の理由を申し上げて、次いで、
日本社会党の主張に対し若干の論及を
いたしたいと思います。

三十四年度予算案の特質の第一点
は、健全財政を堅持しながらも、重要
施策の積極的実現をはかっている点で
あります。一般会計の収支均衡の確保
はもちろん、特別会計、政府関係機関
の予算及び財政投融資計画を通じ、不
健全なる要素は一切これを含まず、あ
くまでも健全財政主義を貫いているの
であります。しかも、そのうちにあつ
て、わが国経済の安定的成長の確保と
国民生活の向上等、わが党の重要政策
は十分に盛り込まれているのでありま
す。これを財政規模の上から見まして
も、一般会計は前年度の当初予算に比

べ一千七十億の増、また、財政投融資
計画におきましても、前年度当初計画
よりは千二百三億四増加され、五千百
九十八億四が計画されております。し
かも、一面におきましては、平年度七
百億円の繰越減税を断行しながら
も、このような規模の拡大を招いた
しておりますことは、一つには、わが
国経済の発展を象徴するものと言ひ得
るのであります。この予算案の性格を
一言で評しますならば、政策優先の
積極健全財政と云うべきであります。

と、私は、これを戦後最良の予算であ
ると申しました。あえて過言ではな
いと信ずるものであります。(拍手)
本予算案の特質の第二点は、これを
政策の面から見た場合に、経済の安定
的成長の確保と福祉国家の実現の二点
に最大の眼目を置いていることであ
ります。わが国経済は、過去一年半にわ
たる総合的調整政策が着実にその効果
を上げまして、今日まさしく好調の一
途をたどり、加うるに、世界の経済
も、大勢をいたしましては、これまで
次第に好調に向いつつあると考へま
す。かかる経済環境の中に立つて財政
の果すべき役割の一つは、経済基盤の
強化並びにその体質の改善であります。
その二は、経済発展の均衡確保で
あります。従つて、経済基盤強化の
ためには、道路、港湾、鉄道の建設整
備に面的方策が講ぜられ、さらに、
特定地域の総合開発等にも予算の重点
が飛躍的に指向されておりますこと
は、まことに時宜を得たものと考へら
れます。(拍手)また、わが国産業構造
の体質改善をはかるため、特に立ちお
くれております農林漁業と中小企業
の経営の安定合理化、重点産業にお

ける技術の近代化を促進するとともに、金
融の正常化と金利水準の引き下げ、科
学技術の振興などにも十分意を用いて
いるのであります。

次に、経済が好調に向うとき、最も
留意を要する点は、その調和と均衡で
あります。そのために、財政金融の総
合一体的運営を従来以上に強化し、財
政投融資における民間資金の活用を大
幅に増額するとともに、その配分に当
りましては、特に緊要と認められる部
門、たとえば、電力、輸送、通信等の
基礎的部門、農林漁業、中小企業、輸
出、住宅等に対し、重点的に投融資の
増額をはかつておるのは、適切と考へ
られるのであります。

次に、三十四年度予算のいま一つの
眼目は、福祉国家の建設であります。
すなわち、経済の安定的成長を基礎と
して、国民所得の増大、国民負担の軽
減、雇用の拡大等による国民生活の向上
が約束される一面、国民年金制度の創
設、国民皆保険の推進、結核対策の強
化、その他社会保障政策の拡充により
まして、恵まれない低所得階級に対し
ても生活の安定をはかりつつあるので
あります。わが党本来の主張であり
ます。福祉国家の建設に向つて大きく
前進しているものであります。(拍手)

以上、三十四年度予算案の特色、規
模について申し上げましたが、さらに
強調したいのは、昨年の総選挙に
おきまして、わが党が国民へ公約した
事項は、これとことごとく本予算案
に盛り込まれている点であります。
(拍手)

その代表的事例を申し上げますと、
まず減税公約につきましては、その中
心をなすものは所得税減税でありま

す。わが党の公約は、標準世帯年収三
十万円までを無税にすることにいたし
ておりましたが、本案におきましては
年収約三十三万円、これは社会党の選
挙公約三十二万円を上回っているの
であります。(拍手)その他、国税、地方
税を通じまして、広く国民負担の軽減
をはかつておるのであります。

国民年金制度におきましては、政府
も長らく慎重に調査研究を続けました
結果、高齢者、身体障害者、母子世帯
の三年金として、三十四年度から、と
りあえず、無拠出の年金支給を開始す
ることになりました。約二百六十万人
に及ぶ該当者はもとより、国民が久し
く待望しておりましたわが国民年金
制度が、ともかく発足を見るに至りま
したことは、この上ない明るい気持を
抱かせるものとして、心から喜びにた
えないものであります。(拍手)

また、わが国の道路が悪いことは、
世界的にも定評があるのであります。
それだけに、これを建設いたします
ことは急務中の急務でありまして、三
十四年度予算は、一兆億四千万円整備
計画の一環として、特別会計において、
ガソリン税の増徴と見合せ、一千五百
億円の予算が計上されているのであ
り、数年後におきますわが国道路が
その態様を一変することは、期して待
つべきものがあると考えられます。
(拍手)

今後、本予算案編成の趣旨に従いま
して、これを適切に運営実施いたしま
するならば、わが国経済はさらに安定
した成長を続けることはもちろん、国
民生活もいよいよ安定向上し、予算編
成当時予想いたしました、実質五・
五の経済成長、八兆九千二百八十億

円の国民所得は、これを最低の線とし
て確実に達成できることは疑いありま
せん。それは、さらに将来の財政の拡
充を約束するものであり、いよいよわ
が党の諸政策の輝かしい発展を一そう
確実ならしめるものと確信するもので
あります。(拍手)

次に、私は、日本社会党の批判と御
主張に對しまして、若干の反駁を申し
上げたいと思ひます。いわく、この予
算が独占資本に奉仕する利権予算であ
るか、米國に隷屬する予算とかい
う、社会党一流の欺瞞的批判は、あえ
て論ずるに足りませんが、この予算が
インフレの性格を持つとか、後年度の
財政を困難にする不健全予算であると
かいつた経済財政論的批判も、また、
事実を曲解するものか、しからざれ
ば、ためにする逆宣伝にすぎないと考
へるのであります。(拍手)もちろん、
今回の予算案は、相当にその規模は拡
大されていますが、それは国民経済の拡
大発展に伴う必然的かつ妥当な膨張
であつて、赤字公債の発行、インベン
トリーを取りくずしのような不健全な
要素は一切含まれておりません。従つ
て、この面からインフレを誘発する心
配は全然ないのであります。

また、社会党は、二千四百億円の度
の散布超過をとらえまして、経済刺激
の要因となることを指摘しているの
であります。しかしながら、この計算通
りに散布超過となるにいたしまして
も、いまだオーバーローンの解消して
いない現在、その心配は杞憂にすぎな
いのであります。しかも、予算におき
ます対民間収支計算は、全く機械的
の計算であり、常に実績とははるかに
食い違つておるのであります。従来

の経験から見ると、景気的好調に向うときは、輸入の増加、税収の増加等の引き上げ要因が加わるため、散布超過は予想よりも下回るのが通例であります。社会党が、予算における対民間取支計算をもつて、これを直ちに景気刺激の要因と断ずることは、誤りであるといわざるを得ません。(拍手)

社会党の他の一つの批判は、後年度以降の財政を困難にするというのであります。これも、わが国経済力を過小評価した杞憂にすぎないのであります。なるほど、三十五年度は、たな上げ資金もなく、剰余金収入も激減し、反面、国民年金の国庫負担額の三倍増を初め、歳出当然増もあり、わが国経済が安定した成長を持続する限り、財政もまた年々適度に拡充するのは当然であり、三十五年度も適当に充実に予算を編成することができるとは疑いないところであります。

社会党は、しばしば、政策をもつてわが党と対決されると申しますが、進んで政策の裏づけであります予算組みかえ案をもつて対決すべきが公党の態度なりと私は期待しております。(拍手)しかるに、今日に至るまで、わずかに方針を羅列した概念的予算編成大綱を発表されただけであります。これは国民に対する社会党の実際の、現実的責任を回避するものであつて、まことに遺憾に存する次第であります。(拍手)かりに、社会党の予算編成大綱の骨子を概観いたしましたとしても、相も変らず、防衛関係費、治安関係費、旧軍人恩給費等の全面的削減と租税特別措置の全面的整理などによって架空の財源を捻出し、他面、公務員のペー

ス・アップとか、減税とか、国民年金の大幅な増額とか、いたずらに耳裏に入りやすい歳出項目の増加を主張しているものであります。

その一、二の例を申しますと、社会党の主張する国民年金制度にいたしましても、私どもの試算によりますれば、その国庫負担は、平年度二千億の財源を要し、ピーク時には実に一兆億円をこえる膨大なものになるのであります。また、かりに公務員の給与ベースを月二千円引き上げるといたしますと、公務員、公共企業体職員で約二百八十八万人といたしまして、年約八百億円の財源を必要とするのであります。かかる財源が、現実問題として、いずこにありや、お伺いをしたいのであります。(拍手)しかも、その予算の大綱の前提としては、日米安全保障条約を一方的に廃止し、自衛隊は一挙にこれを整理し、恩給の既得権はこれを剝奪し、治安は乱れるにまかせ、企業には破滅的重税を課するということであり、国際信義をじゅうりんし、内は、非常なる経済変革と不安、動揺を伴う結果を招き、ついにわが国経済を萎縮と貧困に陥れることは、火を見るよりも明らかであります。(拍手)

そもそも、予算というものは、現実の政治と表裏一体をなすものでありまして、いたずらな希望や空想では何らの意味がないのであります。社会党が今なお現実無視の概念的予算大綱をもてあそばせることは、責任ある公党の態度としてはまことに受け取れないのであります。(拍手)

次に、今回の予算案は、さきにも申し述べましたように、健全財政を貫きつつ、国民の期待に沿うべく、積極的内容がよく盛り込まれておりますだけに、委員会の審議の過程におきましても、まじめなる建設的意見こそあれ、否定的批判は少かつたのであります。なるほど、社会党は、相次ぐ地方選挙において連戦連敗、しかも、今後迫り来たるところの各種選挙を控へましても、あせられる気持は、よくわかるのであります。(拍手)従つて、予算審議の過程を通じて、いかにして政府を窮地に追い込まんかとのきめ手を幾たびか探し求めたのであります。が、予算の審議自体には、ついに直接これを求めることができなかったものであります。その結果、予算には直接関係のない、非核武装問題、あるいは賠償問題、または最賃問題等を関連せしめて、そうして、ついに内閣不信任案提出にまでも盛り上げようとする努力をいたされたのであります。この不信任案提出の企圖も、ついに春の淡雪のように消え去ってしまったのであります。(拍手)ただ、その間に、これらの諸問題を言いがかりといたしまして、いたずらに院外の圧力に引きずられ、あるいは党略的かけ引きによりまして、前後六日間におたり、予算審議を初め全国会を空白に陥れ、ついに世間の非難を強く受けるに至つたのであります。

それに関連する重要法案の審議促進、それは全国民の熱望するところであり、これにそむいて、みずから議案審議の機能を放棄し、その成立をおくさせることは、議会政治の権威の失墜であり、また、議会政治家としての自殺行為にひとしいと思ふのであります。(拍手)わが党といたしまして、国会運営において静かに顧みるべきところは顧みますが、私は、この機会に、国民の名において、社会党の諸君の反省をも促したいのであります。(拍手)

また、今回、承りますところによりますれば、社会党の首脳各位は、国会の、かかる重要案件の審議半ばにして、あえてはるばる中共を訪問せられる由、まことに御苦勞であります。日中間の友好親善は、私どもも、これを願望するところであり、したが、今回の御旅行が、国民外交の趣旨に出でられる以上、その域を越えて、わが国外交の二元化の印象を招くことなきより、あるいはまた、自主性を失われて、いたずらに内政干渉の端を開くことなきより、内外に不信を与えることなきより、心ひそかに念願する良識ある多数国民のあることも、御記憶を願ひたいのであります。(拍手)

最後に、政府に対し一言申し述べたいことは、予算の運営についてでございます。なるほど、わが国経済は現在好調に向いつつありますが、その安定度や深さがいまだ十分でない今日、その運営を誤まると、再び設備投資の行き過ぎや景気の過熱を招かないとは断言できません。また、地方財政のあり方も、国の財政の運用と相待つて、わが国経済の発展に大いなる関係があるのであります。特に、今回の国家予算において積極施策を推進します以上、将来にわたる地方負担などを十分勘案の上、地方行政の適切な運用指導を通じ、その所期の効果を上げるよう、格段の御留意を願ひたいのであります。さらに、国際経済を展望しまするとき、西欧の通貨の交換性の回復や、共同市場の発達は、今後の国際経済競争力の強化を必要とする存する次第であります。

以上、私は、政府が、三十四年度予算の運用に際しては、かかる内外の情勢をよく洞察し、その最善を尽され、もつて全国民の大きな期待に沿われんことを切に要望いたしまして、賛成の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) これにて討論は終局いたしました。

昭和三十四年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。三件の委員長報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(加藤謙五郎君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。開票。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(加藤謙五郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 昭和三十四年度一般会計予算外二件

〔事務総長朗読〕
投票総数 三百九十六
可とするもの(白票) 二百五十二
〔拍手〕

否とするもの(青票) 百四十四
〔拍手〕
○議長(加藤謙五郎君) 右の結果、昭和三十四年度一般会計予算外二件は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

昭和三十四年度一般会計予算外二件を委員長報告の通り決する可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
秋山 利恭君 浅香 忠雄君
天野 光晴君 綾部健太郎君
荒木萬壽夫君 荒船清十郎君
新井 京太郎君 五十嵐吉蔵君
井出 一太郎君 井原 岸高君
飯塚 定輔君 生田 安一君
池田 清志君 池田正之輔君
石井光次郎君 石坂 繁君
石田 博英君 一萬田尚登君
今井 耕君 今松 治郎君
岩本 信行君 宇田 國榮君
宇都宮徳馬君 植木庚子郎君
白井 莊一君 内田 常雄君
内海 安吉君 江崎 真澄君
遠藤 三郎君 小川 半次君
小川 平二君 小澤佐重喜君
大石 武一君 大久保武雄君
大久保留次郎君 大倉 三郎君
大坪 保雄君 大野 市郎君
大野 伴陸君 大平 正芳君
大森 玉木君 岡崎 英城君
岡部 得三君 岡本 茂君
奥村又十郎君 押谷 富三君
加藤 精三君 加藤 高蔵君

加藤常太郎君 鹿野 彦吉君
鍛冶 良作君 金子 岩三君
金丸 信君 上林山榮吉君
亀山 孝一君 鴨田 宗一君
川崎末五郎君 川崎 秀二君
川島正次郎君 川野 芳満君
菅家 喜六君 簡牛 九夫君
木倉和一郎君 木村 武雄君
木村 俊夫君 木村 守江君
岸 信介君 北澤 直吉君
北村徳太郎君 吉川 久衛君
清瀬 一郎君 久野 忠治君
倉石 忠雄君 倉成 正君
蔵内 修治君 黒金 泰美君
小泉 純也君 小枝 一雄君
小島 徹三君 小平 久雄君
小西 寅松君 小林 鈴君
小林 絹治君 小山 長規君
河野 孝子君 河本 敏夫君
河野 彌三君 佐々木盛雄君
佐藤 榮作君 佐藤虎次郎君
佐藤洋之助君 齋藤 邦吉君
坂田 英一君 坂田 道太郎君
櫻内 義雄君 笹山茂太郎君
志賀健次郎君 始関 伊平君
重政 誠之君 椎名悦三郎君
重藤 三郎君 榎田 弘作君
島村 一郎君 正力松太郎君
進藤 一馬君 鈴木 正吾君
鈴木 善幸君 砂原 格君
世耕 弘一君 瀬戸山三男君
関谷 勝利君 園田 直君
田口長治郎君 田中伊三次君
田中 榮一君 田中 角榮君
田中 龍夫君 田村 元君
高石幸三郎君 高崎達之助君
高瀬 傳君 高橋 英吉君
高橋 禎一君 高橋 等君
高見 三郎君 竹内 俊吉君
竹山祐太郎君 武知 勇記君
谷川 和徳君 千葉 三郎君
中馬 辰猪君 津島 文治君

塚田十一郎君 辻 寛一君
網島 正興君 網島 正興君
渡海元三郎君 渡海 元三郎君
床次 徳二君 中井 一夫君
中垣 國男君 中川 俊思君
中島 茂喜君 中村 梅吉君
中村 幸八君 中村三之丞君
中村 寅太郎君 中山 マサ君
永田 亮一君 永山 忠則君
橋橋 渡君 南條 徳男君
二階堂 進君 丹羽高四郎君
西村 英一君 西村 直己君
根本龍太郎君 野田 正勝君
野田 武夫君 野田 卯一君
羽田武嗣郎君 馬場 元治君
橋本登美三郎君 橋本 正之君
橋本 龍伍君 長谷川四郎君
長谷川 峻君 八田 貞義君
服部 安司君 濱田 幸雄君
濱田 正信君 早川 崇君
林 龍治君 林 唯義君
原田 憲君 平井 義一君
平野 三郎君 廣瀬 正雄君
福家 俊一君 福井 順一君
福井 盛太郎君 福田 起夫君
福永 健司君 福田 一君
藤本 捨助君 藤枝 泉介君
船田 中君 藤山愛一郎君
保科善四郎君 古川 丈吉君
坊 秀男君 星島 二郎君
細田 義安君 堀内 一雄君
堀川 恭平君 堀内 武君
前尾繁三郎君 前田 郁君
前田 正男君 益谷 秀次君
増田甲子七君 松浦周太郎君
松岡嘉兵衛君 松澤 雄蔵君
松田竹千代君 松田 鐵蔵君
松永 東君 松野 綱三君
松村 謙三君 松本 俊一君
三池 信君 三浦 一雄君

否とする議員の氏名

赤路 友蔵君 赤松 勇君
西ヶ久保重光君 淺沼稻次郎君
足鹿 覺君 飛島田一雄君
淡谷 悠蔵君 井伊 誠一君
井岡 大治君 井手 以誠君
伊藤卯四郎君 伊藤よし子君
猪俣 浩三君 池田 誠治君
石川 次夫君 石田 宥全君
石野 久男君 石村 英雄君
石川 權作君 板川 正吾君
今澄 勇君 小川 新吉君
内海 清君 小川 豊明君
小澤 貞孝君 大貫 大八君
大原 亨君 大矢 省三君
岡田 一夫君 岡 良一君
岡田 春夫君 加藤 勘十君
加藤 謙造君 春日 一幸君
片島 港君 片山 哲君
勝澤 芳雄君 勝間田清一君
角屋堅次郎君 金丸 徳重君
上林與市郎君 神近 市子君
神田 大作君 河上丈太郎君
河野 正君 木下 哲君
太原津與志君 菊川 君子君
菊地義之輔君 北山 愛郎君
久保 三郎君 久保田鶴松君
久保田 豊君 栗原 俊夫君

栗林 三郎君 黒田 壽男君
小平 忠君 小林 進君
小林 正美君 小牧 次生君
小松信太郎君 小松 幹君
小松 末男君 五島 虎雄君
河野 密君 佐々木更三君
佐々木良作君 佐藤観次郎君
佐野 憲治君 坂本 泰良君
櫻井 奎夫君 實川 清之君
島上善五郎君 島口重次郎君
下平 正一君 東海林 稔君
杉山元治郎君 鈴木 一君
鈴木茂三郎君 田中幾三郎君
田中 武夫君 田中 稔男君
田万 廣文君 多賀谷眞稔君
高田 富之君 橋 兼次郎君
竹谷源太郎君 堀本 三郎君
館 俊三君 堀本 三郎君
堤 ツルヨ君 戸叶 里子君
土井 直作君 堂森 芳夫君
中井徳次郎君 中崎 敏君
中澤 茂一君 中島 健次君
中嶋 英夫君 中村 英男君
中村 時雄君 成田 知巳君
永井勝次郎君 西村 関一君
西村 力弥君 芳賀 貢君
長谷川 保君 原 茂君
原 龍君 平岡忠次郎君
廣瀬 勝邦君 帆足 計君
穂積 七郎君 北條 秀一君
松尾トシ子君 松平 忠久君
松前 重義君 松本 七郎君
三鍋 義三君 三宅 正一君
水谷長三郎君 武藤 武雄君
門司 亮君 本島百合子君
森島 守人君 森本 靖君
八木 一男君 八木 昇君
矢尾喜三郎君 安井 吉典君
柳田 秀一君 山口シツエ君
山崎 始男君 山下 榮二君
山田 長司君 山中 吾郎君

山中 日露史君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横山 利秋君
和田 博雄君 志賀 義雄君

日程第一 就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の改正案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第一、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の改正案を議題といたします。委員長の報告を求めま
す。文教委員長白井莊一君。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年一月二十八日

内閣総理大臣 岸 信介

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正す

題名中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第一条中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第二条の各号列記以外の部分中「学齢児童の下に」「以下「児童」といふ」を、「学齢生徒の下に」「以下「生徒」といふ」に改める。

昭和三十四年三月三日 衆議院会議録第二十一号(その二)

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の一部を改正する法律案

二九五

「生徒」といふ)を、「保護者」の下に「(以下「保護者」といふ)を、「教科用図書」の下に「(以下「教科用図書」といふ)を加え、又はその購入費又はその購入費又は小学校の第六学年の児童若しくは中学校の第三学年の生徒に係る修学旅行費に改め、同条第一号中「その学齢児童又は学齢生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く」を「教科用図書又はその購入費の給与については、同法第十三条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く」に改める。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十四年度において実施される修学旅行から適用する。

理由

経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒のため修学旅行費の給与を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

【報告書は会議録に掲載】

【白井莊一君登壇】

○白井莊一君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかかる、就学困難

な児童及び生徒のための教科用図書等の給与に
関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果を申し上げます。

御承知のように、従来、国は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒のため教科用図書等の給与を行う市町村に対して、予算の範囲内で補助を与えておりましたが、今回さらにこれを拡大して、市町村が要保護家庭の児童及び生徒のうち、小、中学校の最高学年者の修学旅行費を給与する場合にも、国は予算の範囲内でこれに要する経費の一部を補助するより改正しようとするものであります。

本案は、去る一月二十八日当委員会に付託され、同月三十日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、自來各委員は慎重に審議されたのであります。特に、本法によつて補助対象となつてゐる要保護児童、生徒数の算定基礎は何か、さらにまた、地方公共団体の負担分について地方財政計画はどうなつてゐるかなど、細部にわたつて熱心に検討されたのであります。これらの詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、二月二十七日に至り、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立給員をもつて本案は原案の通り可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第二、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事高橋順一君。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「企画調整局」を「計画局」に改め、「調査普及局」を削る。

第六条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第七条を次のように改める。

(計画局の事務)

第七条 計画局においては、次の事務をつかさどる。

一 科学技術(原子力利用に関するものを除く。以下次条において同じ)に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
二 科学技術(原子力利用及び資源の総合的利用に関するものを除く。

除く。以下次号において同じ)に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

三 科学技術に関する統計の作成に関すること。

四 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

五 日本科学技術情報センターに関すること。

第十條を削り、第九條を第十條とし、第八條を第九條とし、第七條の次に次の一條を加える。

(振興局の事務)

第八條 振興局においては、次の事務をつかさどる。

一 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

二 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

三 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

四 航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

五 理化学研究所に関すること。

六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。

七 技術士に関すること。

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 地方自治法の一部を改正する法律案

八 科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。

九 科学技術庁の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。

第十二条第二項中「命を受け」の下に「科学技術に関する基本的な政策を審議するほか」を加える。

第十三条第四項中「人」を「二人」に改める。

附則

理由

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋一君登壇〕

○高橋一君 たいだいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、科学技術振興に関する政府の施策の遂行を一そう周到なものたらしめるとともに、ますます複雑膨大化する原子力行政に対処するため、科学技術庁の機構について一部改正を行うものであります。

すなわち、第一に、企画調整局及び調査普及局をそれぞれ計画局及び振興局に改め、これら二局の所掌事務について所要の整備を行うこと、第二に、

原子力局に置く次長は、一名増員してこれを二名とすることであります。

本案は、一月二十六日本委員会に付託され、二月三日政府より提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしましたのでありますが、その内容につきましては会議録によって御承知を願います。

二月二十七日質疑を終了、討論の通告もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第三 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(加藤五郎君) 日程第三、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長鈴木善幸君。

地方自治法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十四年二月七日 内閣総理大臣 岸 信介

地方自治法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十八第一項中

「又は他の都道府県の退職年金」を「他の都道府県の退職年金」に、「であつた者が、」を「であつた者又は市町村の退職年金条約の適用を受ける学校教員法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。)であつた者が、」に、「当該公務員又は他の都道府県の職員又は市町村の教育職員に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、市町村の教育職員としての在職期間については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条約の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。

第二百五十二条の十八第二項中「又は他の都道府県の職員」を「他の都道府県の職員又は市町村の教育職員に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、市町村の教育職員としての在職期間については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条約の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。

第二百五十二条の十八第三項中「第一項の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定は、公務員であつた者、都道府県の職員(都道府県の退職年金条約の適用を受ける職員(その都道府県の退職年金条約の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。)をいう。以下本項において同じ。)であつた者又は

は他の市町村の教育職員であつた者が市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、前項の規定は、市町村の教育職員であつた者が公務員、都道府県の職員又は他の市町村の教育職員となつた場合における当該市町村について、これを準用する。

附則第七条第一項本文中「であつた者」を「又は市町村の退職年金条約の規定の適用を受ける学校教員法第一条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員中政令で定める者(以下本条中「市町村の教育職員」という。)であつた者」に、「都道府県の退職年金条約の規定」を「都道府県又は市町村の退職年金条約の規定」に、「都道府県の職員又は市町村の教育職員としての」を「都道府県又は市町村の教育職員としての」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、市町村の教育職員としての在職年数については、当該市町村の教育職員に適用される退職年金条約の規定が政令で定める基準に従つて定められていないときは、この限りでない。なお、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員又は市町村の教育職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数以外の都道府県の職員又は市町村の教育職員としての在職年数は、恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算しない。

附則第七条第二項中「都道府県の職員」を「都道府県の職員又は市町村の教育職員に改め、別表第一第二十九号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」を「学校教育法」に改める。

二九六

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則

理由

市町村立全日制高等学校の教員等について、恩給並びに都道府県及び市町村の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間の通算措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により決付する。

昭和三十四年二月二十五日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 加藤五郎殿

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鈴木善幸君登壇〕

○鈴木善幸君 たいだいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、市町村の退職年金条約の適用を受ける市町村立の全日制高等学校の教員等について、市町村の教育職員としての在職期間を、その市町村の

教育職員に適用される退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従って定められている場合においては、義務教育職員の場合と同様、国の恩給並びに都道府県及び他の市町村の退職年金等の基礎となるべき在職期間と相互に通算する措置を講じなければならぬことを規定して、現行法上、この措置が地方公共団体の自主的な判断にゆだねられているのを、強制措置に改めようとするものであります。

本法案は、参議院より送付されて、二月二十五日本委員会に本付託されましたので、同二十六日青木国務大臣より提案理由の説明を聴取し、審議を行なったのであります。が、本案の内容は第二十八回国会における本委員会の決議の趣旨に沿うものであり、二十七日には質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(加藤録五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(加藤録五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第四 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(加藤録五郎君) 日程第四、簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長浅香忠雄君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「年齢十年に満たない者を被保険者とする保険契約」を「第十五条の終身保険又は第十六条の養老保険の保険契約又は年齢十年に満たない者を被保険者とするもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十六条の二の家族保険の保険契約においては、保険契約者は、被保険者のうちその者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことにより因り保険金が支払われる地位を有する被保険者でなければならぬ。

第七條の次に次の一條を加える。
(被保険者となる子の資格)

第七條の二 第十六條の二の家族保険の保険契約においては、被保険者のうちその者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことにより因り保険金が支払われる地位を有する被保険者(その者につき保険金の支払の事由が発生した後に、おいても、当該保険契約が効力を有する間は、その者を含むものとし、以下「主たる被保険者」という。)の子(配偶者のある者並びに主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐる者を除く。)で年齢二十年に満たないもの(次

項に規定する者を除く。)は、当該保険契約の効力発生の日から被保険者となる。

2 前項の保険契約においては、主たる被保険者の子で当該保険契約の効力発生の日において年齢一箇月に満たないものは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

3 第一項の保険契約においては、当該保険契約の効力発生後主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生するまで(以下この条において「支払事由発生までの期間」という。)に出生した主たる被保険者の子(主たる被保険者の子で主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生した当時胎児であつたものを含む。)は年齢一箇月に達した日から、支払事由発生までの期間に主たる被保険者の養子となつた者(配偶者のある者及び年齢二十年以上の者を除く。)は養子となつた日から、主たる被保険者の子で主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつてゐたもののうち支払事由発生までの期間に離縁又は縁組の取消(保険約款で定める場合を除く。)があつたもの(配偶者のある者及び年齢二十年以上の者を除く。)は離縁又は縁組の取消の日から、それぞれ被保険者となる。但し、これらの者のうち主たる被保険者の養子となつたもの及び離縁又は縁組の取消があつたものについては、その者がその養子となつた日又はその離縁若しくは縁組の取消があつた日において年齢一箇月に満たないときは、年齢一箇月に達した日から被保険者となる。

4 第一項の保険契約においては、被保険者となる子の範囲は、前三項の規定により被保険者となる者に限るものとする。

第八條本文中「第三者」を「第十五條の終身保険又は第十六條の養老保険にあつては、第三者」に改める。

第九條中「保険契約においては」を「第十五條の終身保険又は第十六條の養老保険の保険契約においては」に改め、同条後段を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九條の二 保険契約においては、第三者を被保険金受取人とする場合においても、保険契約者は、国に對し保険料を支払わなければならぬ。

第十條の次に次の一條を加える。
(家族保険の保険契約に係る配偶者の同意等)

第十條の二 第十六條の二の家族保険の保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意がなければならぬ。

2 第十六條の二の家族保険にあつては、配偶者のない者は、保険契約の申込をすることができない。

第十一條の見出しを「終身保険及び養老保険の被保険金受取人の制限」に改め、同条中「被保険者」を「第十五條の終身保険又は第十六條の養老保険の保険契約においては、被保険者」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(家族保険の被保険金受取人)
第十一條の二 第十六條の二の家族保険の保険契約においては、左の者を被保険金受取人とする。但し、保険契約者が、被保険者の支払の事

由が発生する前に、第二号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として主たる被保険者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したとき、又は第三号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として当該配偶者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したときは、それぞれ、その表示したところによるものとする。

一 主たる被保険者に係る保険期間の満了に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、保険期間の満了後被保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡したときにあつては、その配偶者(配偶者がないときは又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子)

二 主たる被保険者の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、その配偶者。但し、配偶者がないときは又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子

三 被保険者たる配偶者の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子

四 子の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死

由が発生する前に、第二号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として主たる被保険者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したとき、又は第三号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として当該配偶者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したときは、それぞれ、その表示したところによるものとする。

一 主たる被保険者に係る保険期間の満了に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、保険期間の満了後被保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡したときにあつては、その配偶者(配偶者がないときは又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子)

二 主たる被保険者の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、その配偶者。但し、配偶者がないときは又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子

三 被保険者たる配偶者の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死亡しているとき又は主たる被保険者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子

四 子の死亡に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、主たる被保険者が死

由が発生する前に、第二号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として主たる被保険者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したとき、又は第三号本文に規定する場合につき同号但書に規定するときの被保険金受取人として当該配偶者の子で同号但書に掲げる者以外のものを指定してその旨を国に對して表示したときは、それぞれ、その表示したところによるものとする。

一 主たる被保険者に係る保険期間の満了に因り被保険金を支払う場合にあつては、主たる被保険者。但し、保険期間の満了後被保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡したときにあつては、その配偶者(配偶者がないときは又はその配偶者が被保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる子)

亡しているとき又は主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、主たる被保険者の配偶者(配偶者がないときは又はその配偶者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、被保険者たる他の子)に規定する第二号本文又は第三号本文に規定する場合につき同項但書の規定により指定した保険金受取人が保険金の支払の事由が発生する前に、死亡し、又は主たる被保険者若しくは当該配偶者の子でなくなつた後更に当該指定をしない場合における同項第二号但書又は第三号但書に規定するときの保険金受取人は、それぞれ、同項第二号但書又は第三号但書に規定するところによるものとする。

3 前二項の規定により保険金受取人とされる者(第一項但書の規定による指定を受けた保険金受取人を除く)が同時に二人以上ある場合においてそのいずれかが保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡したときは、その残りの者のみをもつて保険金受取人とする。

4 第一項第三号に規定する場合につき同項但書の規定による指定(その変更を含む)をする場合には、第八条本文の規定を準用する。但し、保険契約者が主たる被保険者の配偶者であるときは、この限りでない。

5 第一項若しくは第二項の規定による保険金受取人がない場合又は第一項から第三項までの規定による保険金受取人があつたがその保険金受取人(保険金受取人が二人以上のときは、そのすべての保険金受取人)が保険金の支払の事由

の発生後保険金を請求する前に死亡した場合(第一項但書の規定による指定を受けた保険金受取人が保険金の支払の事由の発生後保険金を請求する前に死亡した場合を除く)には、第三十四条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「場合にあつては、被保険者。但し、保険期間の満了後保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族」とあるのは、「場合のうち保険期間の満了後保険金を請求する前に主たる被保険者が死亡した場合にあつては、主たる被保険者の遺族」と読み替へるものとする。

第十四条中「及び養老保険を」と、養老保険及び家族保険に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(家族保険)

第十六条の二 家族保険とは、一の保険契約において夫婦及び一定の資格を有する子を被保険者とする生命保険であつて、その被保険者たる夫婦の一方につき、その者の生存中にその保険期間が満了し、又はその期間の満了前にその者が死亡したことにより保険金の支払をする外、その者の被保険者たる配偶者又は子につき、これらの者がそのそれぞれの保険期間の満了前に死亡したことにより保険金の支払をするものをいう。

第十七条第二項本文中「保険金額」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)を加える」。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 家族保険の保険契約においては、主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金額は、主たる被保険者の配偶者にあつては主たる被保険者に係る保険金額の百分の四十に相当する金額、子にあつては一人につき主たる被保険者に係る保険金額の百分の二十に相当する金額とする。

第十八条第一号中「(保険期間を四十年とする養老保険については、生命表の男子死亡率にその百分の三十を加へ、これに千分の二を加えて作成した死亡生残表)」の下に「家族保険にあつては、生命表の男子死亡率により作成した死亡生残表、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別本邦在籍者数に同報告による女子年齢別総数に対する女子年齢別有配偶者数の割合を乗じて得た数で、厚生省が発表した昭和二十五年人口動態統計による母の年齢別出生児数を除した商としての予定出生率、総理府統計局が発表した昭和二十五年国勢調査報告による女子年齢別既婚者数(女子年齢別の有配偶者数、死別者数及び離別者数の合計をいう)を同報告による女子年齢別総数で除した商としての予定既婚率並びに保険約款で定める主たる被保険者とその配偶者との間の年齢差」を加へ、同条第三号中「(保険金額の下に「(家族保険にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加える」。

第二十條第二項中「被保険者となるべき者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者となるべき者を除く)」を加える。

第二十一條第二項後段中「三年以上継続したとき」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除く)」を加える。

第二十二條第二項中「国は」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、国は」に改め、同条に次の二項を加える。

3 家族保険の保険契約においては、国が被保険者の死亡後保険契約の解除をした場合において、その解除が死亡した被保険者についての前条第一項の解除原因によるものであるときは、国は、その被保険者(その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む)に係る保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

4 前項の場合には、第二項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書「被保険者」とあるのは、「当該解除の原因たる事実の存する被保険者」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「(保険金受取人)の下に「(家族保険の保険契約にあつては、保険約款で定める保険金受取人)」を加える。

第二十五條第二項第二号中「(保険金額)の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金額)」を加へ、同項第五号中「被保険者」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及びその配偶者)」を加へ、同項第六号中「被保険者が」を「終身保険又は養老保険の保険契約にあつては、被保険者が」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 養老保険の保険契約にあつては保険期間の終期、家族保険の保険契約にあつては主たる被保険者に係る保険期間の終期

第二十七條中「知つて」とあるのは、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故が生じたことを知つて(以下に「家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者の配偶者につき既に保険事故が生じたことを知つて」とある)を加へ、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込の当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故が生じたことを知つて(以下に「家族保険の保険契約においては、国又は保険契約者が、保険契約の申込の当時、被保険者となるべき子につき既に保険事故が生じたことを知つて」とある)ときは、国は、その子に係る保険金の支払をする責に任ぜない。

第二十八條に次の四項を加える。

2 家族保険の保険契約において、主たる被保険者が当該保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は伝染病予防法(明治三十九年法律第三十六号)第一条第一項の伝染病(以下「法定伝染病」という)に因らないで死亡したときは、保険契約は、その効力を失ふ。

3 第一項又は第二項の規定によりその効力を失つた家族保険の保険契約(第一項の規定によりその効

力を失つた保険契約にあつては、その効力を失うまでにその保険契

約に係る被保険者の一部につき保険金の支払の事由が発生したものに限る。で、その効力を失わなかつたとすれば国において第二十一条の規定による解除をすることができざるものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができず期間に限り、当該保険契約の保険契約者（当該保険契約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する

者とする。）に対し、当該解除の原
因たる事実の存する被保険者（そ
の被保険者の死亡後第一項又は第
二項の規定によりその効力を失う
までに死亡した被保険者がある場
合には、その被保険者を含む。）に
係る保険金につき、その支払の免
責の請求をすることができる。こ
の場合には、第二十二条第四項の
規定を準用する。

4 前項の支払の免責の請求があつたときは、国は、その保険金の支払をする責に任ぜず、また、既に保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。

5 第三項の支払の免責の請求については、第二十三条の規定を準用する。

第二十九条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が前条第一項の払込猶予期間經過後死亡したとき、又は同条第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第二十九条の次に次の一条を加へ

第二十九条の二 家族保険の保険契約においては、前条の規定によるも、請求があつた場合においても、**は、第二十八条第一項の払込猶予期間經過後の請求があつた時までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれらに係る保険金の支払をする責に任じない。**

第三十一条第一項中「被保険者」の下に「家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。」を加ふる。

第三十二條中「被保險者」の下に「（家族保険の保険契約にあつては、保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。）」を加え、
「伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第一条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七條の二第三項の規定により

被保険者となつた者（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。）が被保険者となつた日から一年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないで死亡したときも、前項と同様とする。

3 家族保険の被保険者たる子が保険契約の効力発生前において受けた災害又はかつた法定伝染病に因り保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したとき、及び第七条の二第三項の規定により被保険者となつた子（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者と

なつたものを除く。がその被保険者となるまでに受けた災害又はかかつた法定伝染病に因りその被保険者となつた日から六箇月を経過する前に死亡したときも、第一項と同様とする。

第三十四条第一項中「保険契約者が^{（一）}か^{（二）}」を、終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が「に」に改める。

第三十五条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条の二第三項の規定により被保険者となつた者又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が、その被保険者となつた日から二年を経過する前に自殺したとき。

第三十六條第一項中「保険契約者」を「終身保険又は養老保険の保険契約において、保険契約者」に改め

第三十七条第一項中「保険契約者が死亡した場合を、終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者が死亡した場合に改め、同条第二項前段中「被保険者が年齢十歳」を「終身保険又は養老保険の保険契約においては、被保険者が年齢十

に改め、同項中「第七條」を第七條第一項に改め、同項後段中「被保險者」を「これらの保險の被保險者」に改め、同條に次の三項を加える。

家族保險の保險契約においては、保險契約者たる主たる被保險者が死亡したときは、被保險者たる配偶者（被保險者たる配偶者がいない場合には、被保險者たる子）が、保

險契約者の保險契約に因る權利義務を承継する。

4 前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる配偶者が死亡し、若しくは次条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその配偶者についてその者に係る保険期間が満了したときは、被保険者たる子が、当該権利義務を承継する。

5 第三項又は前項の規定により保険契約者の保険契約に因る権利義務を承継した被保険者たる子が二人以上ある場合において、その子

のいづれかが死亡し、若しくは次の条の規定により被保険者の資格を失つたとき、又はその子のいづれかについてその者に係る保険期間が満了したときは、その残りの被保険者たる子がその死亡し、資格を失ひ、又は保険期間の満了した者に係る当該権利義務を承継する。

第三十七條の次に次の五條を加へる。

(被保險者の資格の喪失)

第三十七條の二 家族保險の保險契約においては、被保險者たる配偶者又は子が配偶者にあつては第一号、子にあつては第二号に該当するときは、被保險者の資格を生ずる。

一 配偶者につき離婚若しくは婚姻の取消があつたとき、又は配偶者が主たる被保険者の死亡後に、再婚をし、若しくは養子となつたとき。

二 子が婚姻をし、若しくは主たる被保険者及びその配偶者以外の者の養子となつたとき、又は

子が主たる被保険者の養子である場合においてその子につき離縁若しくは被相続の取消があつたとき。

(被保険者の追加加入のための改定の申込)

第三十七条の三 家族保険の主たる

被保険者が左の各号の一に該当する場合には、保険契約者は、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前に限り、保険約款の定めるところにより、その再婚に係る配偶者を被保険者として追加するための当該保険契約の

改定の申込をすることができ
一 被保険者たる配偶者に係る保
険期間が満了する前に離婚又は
婚姻の取消をした後再婚をした
とき。

二 第二十八条第一項の払込猶予
期間が経過した後被保険者たる
配偶者が死亡した場合において、
その死亡後第二十九条の規
定による請求をし、その後再婚

三 第二十八條第一項の払込猶予期間が経過した後被保険者たる配偶者が死亡した場合において、その死亡後保険契約の復活をし、その後再婚をしたとき、又はその死亡後再婚をし、その後同条の規定による請求をしたとき、

2 前項の場合においては、保険証書にその旨を記載する。

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 簡易生命保険法の一部を改正する法律案

(準用規定)

第三十七條の五 第三十七條の三の保険契約の改定については、第十条の二第一項、第二十条、第二十一条、第二十二條第一項、第三項及び第四項、第二十三條、第二十六條並びに第二十七條第一項の規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十六條及び第二十七條第一項中「保険契約」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分」と、第二十一條第二項後段中「保険契約が当該保険契約の効力発生の日から三年以上継続したとき(家族保険の保険契約にあつては、その期間内に主たる被保険者及びその配偶者の双方又は一方が死亡した場合において、その死亡した者について前項の解除の原因たる事実の存するときは除く。)」とあるのは、第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生の日から三年以上生存したとき」と、第二十二條第三項中「保険契約の解除をした」とあるのは「保険契約の一部で第三十七條の三の改定に係る部分の解除をした」と、同項中「その被保険者(その被保険者の死亡後保険契約の解除までに死亡した被保険者がある場合には、その被保険者を含む。)」とあるのは「その被保険者」と読み替へるものとする。

(改定の場合の保険金の削減)

第三十七條の六 第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者が当該改定の効力発生後二年を経過する前に災害又は法定伝染病に因らないで死亡したとき

は、保険約款の定めるところにより、保険金額の一部を支払う。

第三十八條第一項中「保険契約者は、終身保険又は養老保険の保険契約においては、保険契約者は」に改める。

第三十九條中「解除」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生する前にした解除及び主たる被保険者の死亡後その者に係る第二十一條第一項の解除原因によりした解除に限る。)」を、「失効」の下に「(第二十八條第二項の規定による失効を除く。)」を加え、「第三十五條第二号の場合」を「第三十五條第三号の場合及び家族保険の保険契約において主たる被保険者以外の被保険者に係る保険金支払の免責」に改め、「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人)」を加える。

第四十條中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者が保険契約の失効後死亡したとき、又は第二十八條第三項の支払の免責の請求があつたときは、この限りでない。

第四十二條に次の一項を加える。

2 家族保険の保険契約において、保険契約の復活があつた場合においても、因は、保険契約の失効後その復活までに死亡した被保険者たる配偶者又は子につきこれに係る保険金の支払をする責に任じない。

第四十四條中「伝染病予防法第一

条第一項の伝染病」を「法定伝染病」に改め、同条に次の一項を加える。

2 家族保険の被保険者たる子が保険契約復活の効力発生前において受けた災害又はかつた法定伝染病に因りその復活の効力発生後六箇月を経過する前に死亡したときも、前項と同様とする。

第四十五條第一項中「被保険者が」を「被保険者(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に限る。以下この項において同じ。)」に、「又は第十六條を」、「第十六條又は第十六條の二に」、「養老保険」を「養老保険又は家族保険」に改め、同条第二項中「第三十四條第一項第二号中「被保険者の遺族」とあるのは、」を「第十一條の二第一項第二号中「その配偶者」とあるのは、主たる被保険者(主たる被保険者が保険金を請求する前に死亡したときにあつては、その配偶者。)」と、第三十四條第一項第二号(第十一條の二第五項において準用する場合を含む。)」中「被保険者の遺族」とあるのはに改める。

第四十七條第一項中「保険金受取人」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金受取人に限る。)」を加える。

第四十八條中「無効である場合」の下に「(家族保険の保険契約にあつては、被保険者たる子又は第三十七條の三の保険契約の改定により被保険者となつた者に係る部分が無効である場合を除く。)」を加える。

第五十一條中「保険金」を「保険金(家族保険の保険契約にあつては、主たる被保険者に係る保険金に限る。)」に改める。

附則
この法律は、昭和三十四年六月一日から施行する。

理由

国民に、家族(夫婦及び子)の全員を被保険者とする生命保険を安い保険料で提供するため、簡易生命保険の新種として家族保険の制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔淺倉忠雄君登壇〕

○淺倉忠雄君 たいい議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本内閣提出案は、簡易生命保険の一種類として、夫婦及び子、すなわち家族全員を一同として被保険者とする新種保険を設けて、家庭経済の安定に資しようとするものでありまして、夫婦のいずれか一方がこの保険契約を締結すると、契約者はもとより、その配偶者及び未成年の子も被保険者となり、保険契約者については、保険期間の満了または死亡の場合に保険金を支払う養老保険、配偶者及び子については、一定の年令に達する前に死亡したときに保険金を支払う定期保険とし、保険金額は、保険契約者に対するものを基本として、配偶者はその四割、子はその二割とするものであります。保険料額は、保険契約者の年令によつてきまり、子は何人あつても同じであります。保険契約者が単独で加入する場合に比べて約一割五分程度の増加にとどまつております。なお、保険契約者が死亡した後は、将来の保険料の払い込みが免除され、配偶者及び子に対する保険はそのまま継続するものであります。

通信委員会におきましては、一月三十一日本案の付託を受け、慎重審議を重ねて、二月二十七日質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて本案を可決、さらに、日本社会党本理事より、自由民主党、日本社会党の共同提案として、本案に次の附帯決議を付する動議が提出され、これまた全会一致をもつて可決された次第であります。

附帯決議
一、最近における経済情勢の推移並びに家族保険の創設にかんがみ、簡易生命保険の現行保険金最高制限額をもつては、簡保事業の使命を果すにじゅうぶんでないことを認められる。

よつて政府は、なるべく近い時期に、右最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。

二、簡易保険の経営の趣旨にかんがみ、政府は、保険料率の引下げ、福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上を図るよう努力すべきである。

三、家族保険創設の趣旨にかんがみ、政府は、加入対象から除かれている父子世帯及び母子世帯の経済生活の安定を図るため、母子保険等の実施について研究を進めるべきである。

右決議する。

これをもつて御報告を終わります。

(拍手)
○議長(加藤五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(加藤鐵五郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
 外務大臣 藤山愛一郎君
 大藏大臣 佐藤 榮作君
 文部大臣 橋本 龍伍君
 厚生大臣 坂田 道太君
 農林大臣 三浦 一雄君
 通商産業大臣 高崎達之助君
 運輸大臣 永野 護君
 郵政大臣 寺尾 豊君
 労働大臣 倉石 忠雄君
 建設大臣 遠藤 三郎君
 國務大臣 青木 正君
 國務大臣 伊能繁次郎君
 國務大臣 世耕 弘一君
 國務大臣 山口喜久一郎君
 出席政府委員
 内閣官房長官 赤城 宗徳君
 総理府総務長官 松野 頼三君

○朗読を省略した報告

(条約送付及び通知)

一、去る二月二十七日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求むるの件

(政府委員承認)

一、去る二月二十七日加藤議長は岸内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務省訟務局長 瀧本 一夫

(政府委員発令通知受領)

一、岸内閣總理大臣から加藤議長宛、去る二月二十七日議長において承認

した瀧本一夫を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、科学技術庁調査普及局長三輪大作は去る一日退官したので、その政府委員は自然消滅になった。

(報告書受領)

一、昨二日内閣を経由して郵政大臣寺尾豊君から加藤議長宛、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和三十一年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る二月二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

多賀谷眞穂君

商工委員

通信委員

予算委員

北村徳太郎君

小松 幹君

永井勝次郎君

栗原 俊夫君

小松信太郎君

多賀谷眞穂君

決算委員

片島 港君

西村 力弥君

島上善五郎君

西村 榮一君

議院運営委員

小牧 次生君

八木 昇君

一、去る二月二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君

成田 知巳君

外務委員

大西 正道君

文教委員

河野 密君

通信委員 阿部 五郎君

予算委員 山本 勝市君

阿部 五郎君

島上善五郎君

松前 重義君

片島 港君

森本 靖君

大西 正道君

柳田 秀一君

片島 港君

西村 力弥君

島上善五郎君

今澄 勇君

一、昨二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

商工委員

永井勝次郎君

阿部 五郎君

予算委員

阿部 五郎君

永井勝次郎君

阿部 五郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る二月二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

阿部 春夫君

商工委員

通信委員

予算委員

山本 勝市君

栗原 俊夫君

西村 力弥君

塚本 三郎君

西村 榮一君

阿部 春夫君

片島 港君

議院運営委員

小林 正美君

一、去る二月二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 柳田 秀一君

外務委員 成田 知巳君

阿部 春夫君

文教委員 岡田 春夫君

通信委員 河野 密君

予算委員 松前 重義君

北村徳太郎君

西村 力弥君

森本 靖君

柳田 秀一君

大西 正道君

今澄 勇君

一、昨二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

商工委員

永井勝次郎君

阿部 五郎君

予算委員

永井勝次郎君

阿部 五郎君

(理事補欠選任)

一、去る二月二十七日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 二階堂 進君(理事丹羽兵助君去る二月二十一日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る二月二十七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

小川 豊明君

長谷川 保君

(特別委員補欠選任)

一、去る二月二十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

小牧 次生君

井手 以誠君

(条約提出)

一、昨二日内閣から提出した条約は次の通りである。

千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求むるの件

(議案提出)

一、去る二月二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案(福田赳夫君外四百六十二名提出)

一、去る二月二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案

畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二日内閣から提出した議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

(条約受領)

一、昨二日予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求むるの件

(議案受領)

一、昨二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その一) 朗読を省略した報告

(委員会審査書略要求書受領)

一、去る二月二十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案

福田赳夫君外四百六十二名

(条約付託)

一、昨二日委員会に付託された条約は次の通りである。
千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

外務委員会 付託

一、昨二日予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第四号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二月二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。
海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七三号)

畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七四号)

以上三件 農林水産委員会 付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

商工委員会 付託

一、昨二日委員会に付託された議案は次の通りである。
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七七号)

地方行政委員会 付託

一、昨二日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第一七六号)(予)

大蔵委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律案

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金

に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の完全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(条約通知)

一、去る二月二十七日参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。
通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

衆議院會議録第十九号中正誤

改正 行 誤 正

改正 行 誤 正

衆議院會議録第二十号中正誤

改正 行 誤 正

改正 行 誤 正

改正 行 誤 正

号外
昭和三十四年三月三日

第三十一回
衆議院會議録第二十一号(その二)

昭和三十四年度一般会計予算

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和34年度一般会計予算
予算総則

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 昭和34年度歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ1,419,248,163,000円と定める。

2 歳入歳出予算の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部、款、項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算」による。

(藥劑學)

第2条 財政法(昭和22年法律第34号)第4条の2の規定による昭和34年度における既定の継続費の総額、年限及び年割額の改定並びに新規の継続費の総額、年限及び年割額は、「乙号継続費」による。

(綠越明許贊)

第3条 国が財政法第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、
「丙号繰越明許費」による。

(因庫債務負擔行為)

第4条 国が昭和34年度において、財政法第15条第1項及び第3項ただし書の規定により償還を负担する行為をすることができ、事項については、「丁号国庫債務負担行為」による。

(歳入予算の明細)

第5条 歳入予算の明細は、別に添附する「歳入予算明細書」に掲げる。

(綴出于算等の内訳)

第6条 歳出予算、総経費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の内訳は、別に添附する各省各庁の「予定経費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」に掲げる。

(一時借入金等の最高額)

第7条 国が昭和84年度において、財政法第7条第3項の規定により、天蔵省証券を発行し、

又は日本銀行から一時借入金の借入をしていることができる金額の最高額を 50,000,000,000 円と定める。

(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)

第8条 国が昭和34年度において、財政基幹15条第2項の規定により災害復旧その他の業務の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができ、限度額を3,000,000,000円と定める。

(保証契約等の限度額)

第九条 国が昭和34年度において、有価証券制度特別措置法(昭和32年法律第207号)第1条第1項の規定により補助する場合における同条第4項の規定による融資総額の限度を1,653,045,000円と定める。

第10条 国が昭和34年度において、日本海外移住振興株式会社法(昭和30年法律第139号)第

[illegible]

ドルの金額とする。

第11条 国が昭和34年度において、プラント類の輸出等の促進に関する臨時措置に関する法律(仮称)に基づき、プラント類の輸出等に伴い違約金等を支払つたことにより受けた損失を補償する旨の契約を締結することができる補償金額の総額の限度を、6,000,000,000円と定める。

第12条 国は、昭和34年度において、電源開発促進法(昭和27年法律第283号)第27条又は国

際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和28年法律第51号)第2条の規定により、電源開発株式会社又は日本開発銀行が昭和34年度以降の7年度内において借り入れる外資で支払わなければならない債務について、借入契約に定める借入限度額である。

アメリカ合衆国ドルの金額を借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額の合計額が、昭和33年度一般会計予算総則第11条の規定により国が保証することができるとする金額の限度額から同条に基づき国が保証した金額を控除した金額に達するまで、その元本の償還並びに

利子及び他の手数料(国際復興開発銀行協定(昭和27年法律第14号)第8条第4項(1)に規定する他の手数料をいう。以下条令において同じ)の支払につき保証することができる。

第13条 国は、昭和34年度において、日本道路公団法(昭和31年法律第6号)第28条第2項の

規定により、日本道路公団が昭和34年度以降4カ年度内において借り入れる外貨を支払う必要があれば、償還について、借入契約に定める借入限度額であるアメリカ合衆国ドルの金額を借入契約締結の日における基準外国為替相場で換算した金額の合計額が36,000,000,000円

に達するまで、その元本の償還並びに利子及び他の手数料の支払につき保証することとができる。

第14条 国が昭和34年度において、公衆衛生修学資金貸付法(昭和32年法律第65号)第2条の規定により公衆衛生修学資金を貸与する旨の契約をする場合における同法第4条の規定による

公衆衛生修学資金の総額の限度を、6,251,000円と定める。

第15条 国が昭和34年度において、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律(昭和28年法律第129号)の規定により、日本国有鉄道が昭和34年度において公衆により発

24,000,000,000 円及びその利子に相当する額と定める。

2 国が昭和34年度において、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律の規定により、日本電信電話公社が昭和34年度において公衆により発行する電信電話債券の元本の償還及び利子の支払について保証することができ、限度額をその額面2,500,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第16条 国が昭和34年度において、北海道東北開発公庫法(昭和31年法律第97号)第28条の規定により、北海道東北開発公庫が昭和34年度において発行する北海道東北開発債券の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面6,000,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第17条 国が昭和34年度において、公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)第26条の規定により、公営企業金融公庫が昭和34年度において発行する公営企業債券の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面10,000,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第18条 国が昭和34年度において、日本住宅公団法(昭和30年法律第53号)第51条の規定により、日本住宅公団が昭和34年度において発行する住宅債券又は借り入れる借入金の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面又は元金20,000,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第19条 国が昭和34年度において、日本道路公団法第28条第1項の規定により、日本道路公団が昭和34年度において発行する道路債券(第13条の規定による債務に係る道路債券を除く。)の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面6,500,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第20条 国が昭和34年度において、日本航空株式会社法(昭和28年法律第154号)第9条の規定により、日本航空株式会社が昭和34年度において発行する社債の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面2,800,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第21条 国が昭和34年度において、東北開発株式会社(昭和11年法律第15号)第12条の2の規定により、東北開発株式会社が昭和34年度において発行する東北開発債券の元本の償還及び利子の支払につき保証することができ、限度額をその額面2,500,000,000円及びその利子に相当する額と定める。

第22条 国は、第15条から前条までの規定による債券又は社債の発行価格差減額を補てんするため必要がある場合において発行する債券又は社債について、その元本の償還及び利子につき保証することができる。

(予算の移替又は移用等)
第23条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更によつて、別掲各号に定める主管若しくは所管又は組織区分により予算を執行することができない場合においては、主管若しくは所管又は組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管若しくは所管又は組織の間に於いて予算を移し替えることができる。

2 この予算に定める主管若しくは所管又は組織の名称が法令の規定による行政機関の名称と対応しないこととなつた場合においても、その主管若しくは所管又は組織に係る予算は、その計画に従つて執行することができる。

第24条 防衛庁の施設の整備及びアメリカ合衆国軍隊に対する施設の提供に関する歳出予算の執行上必要があるときは、総理府所管(組織)防衛本庁に計上した防衛本庁及び施設整備費の項

の金額と、大蔵省所管(組織)大蔵本省に計上した防衛支出金の項の金額とを彼此移用することができる。

第25条 総理府所管(組織)北海道開発庁に計上した北海道住宅施設費、北海道河川等事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道治山事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道開拓事業費、緑地地域広域開発事業費、根釧地区機械開墾建設事業費、北海道農業機械整備費、北海道漁港施設費、北海道港湾事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道建設機械整備費、北海道開拓実地費、北海道環境衛生対策費、北海道離島簡易水道施設費及び北海道離島電気導入事業費(以下「北海道開発事業費」という。)に係る歳出予算及び国庫債務負担行為を使用する場合には、その実施にあたる各省所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えるものとする。

第26条 総理府所管(組織)自治庁に計上した奄美群島復興事業費を、国が施行する港湾工事に係る総費に使用する場合においては、運輸省所管(組織)運輸本省にその必要とする予算を移し替えるものとする。

第27条 総理府所管(組織)経済企画庁に計上した国土総合開発事業調整費及び離島振興事業費(特別会計への繰入金を除く。)を使用する場合においては、その実施にあたる各省所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えるものとする。

第28条 総理府所管(組織)科学技術庁に計上した国立機関原子力試験研究費、放射能調査費及び核燃料物質探鉱奨励費を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第29条 大蔵省所管(組織)大蔵本省に計上した公務員宿舍施設費を使用して、国会、裁判所又は会計検査院所管の宿舍を建設する場合には、それぞれの所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第30条 大蔵省所管(組織)大蔵本省に計上した防衛支出金及び片合等特別取得費を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第31条 文部省所管(組織)文部本省に計上した南極地域観測事業費を使用する場合においては、その実施にあたる各省所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第32条 労働省所管(組織)労働本省に計上した特別失業対策事業費(道路整備特別会計へ繰入金を除く。)を使用する場合においては、その実施にあたる各省所管の当該組織にその必要とする予算を移し替えることができる。

第33条 財政法第38条第1項ただし書の規定により、各省各庁の長が歳出予算の執行上の必要に基き、各組織の間又は組織内の各組織の間において経費の金額を彼此移用することができる場合は、次の各号に掲げる各組織の間又は各組織の間において移用する場合に限る。

(1) 総理府所管 (組織)総理府に計上した文官等恩給費と旧軍人遺族等恩給費の項との間
総理府所管において北海道開発事業費に属する各項の間並びにこれらの各項又は揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入、北海道道路整備事業費若しくは特定港湾施設工事特別会計へ繰入の各項と北海道開発事業費工事事務費の項との間
(組織)科学技術庁において原子力平和利用研究促進費と国立機関原子力試験研究費の項との間

- (2) 法務省所管 (組織)矯正官署に計上した刑務所と婦人補導院の項の間並びに刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間
- (3) 厚生省所管 (組織)厚生本省に計上した留守家族等援護費と戦傷病者戦没者遺族等援護費の項との間
- (4) 農林省所管 (組織)農林本省に計上した農林水産業技術振興費と(組織)農林本省試験研究機関に計上した各項、(組織)農林本省検査指導機関に計上した種畜牧場、(組織)食糧庁に計上した食糧研究所、(組織)林野庁に計上した林業試験場又は(組織)水産庁に計上した漁船研究費、水産研究所若しくは真珠研究所の各項との間
- (組織)農林本省に計上した土地改良事業費、開拓事業費、農業機械整備費、機械開墾地区建設事業費又は農業施設災害復旧事業費の各項と(組織)農林本省地方官署に計上した農地事業工事事務費の項との間
- (組織)農林本省に計上した農業施設災害関連事業費と農業施設災害復旧事業費の項との間
- (組織)林野庁に計上した山林施設災害関連事業費と山林施設災害復旧事業費の項との間及び治山事業費と治山工事事務費の項との間
- (組織)水産庁に計上した漁港施設災害関連事業費と漁港施設災害復旧事業費の項との間
- (5) 通商産業省所管 (組織)工業技術院に計上した鉱工業技術振興費とその他の各項との間
- (組織)運輸本省に計上した港湾施設災害関連事業費と港湾施設災害復旧事業費の項との間
- (組織)運輸本省に計上した港湾事業費、特定港湾施設工事特別会計へ繰入又は港湾施設災害復旧事業費と(組織)運輸省地方官署に計上した港湾事業工事事務費の項との間
- (7) 建設省所管 (組織)建設本省に計上した河川等災害関連事業費と河川等災害復旧事業費又は都市災害復旧事業費の項との間
- (組織)建設本省に計上した建設機械整備費、河川等事業費、河川総合開発事業費、砂防事業費、都市計画事業費又は河川等災害復旧事業費と(組織)地方建設局に計上した建設事業工事事務費の項との間
- (8) 予定経費要求書に予定した職員俸給、扶養手当、暫定手当、職員諸手当、職員特別手当及び指名定員外職員給手の予算額に過不足を生じた場合における各組織又は各組の間の
- (9) 予定経費要求書に予定した退官退職手当及び赴任旅費の予算額に過不足を生じた場合における各組織又は各組のそれぞれの間
- (併給予算等の制限)
- 第84条 併給予算の執行にあたっては、予定経費要求書に定める政府職員(国会及び裁判所職員を含む)予算定員及び俸給額表によるものとし、予算金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。

甲号 歳入歳出予算		国 会 主 管	
歳 入	入	入	入
(部) 雑 収	(部) 雑 収	(部) 雑 収	(部) 雑 収
(款) 国有財産利用貸付収入	(款) 国有財産利用貸付収入	(款) 国有財産利用貸付収入	(款) 国有財産利用貸付収入
(項) 諸 収	(項) 諸 収	(項) 諸 収	(項) 諸 収
国会議員互助年金法納金 恩給法納金及文官恩給費 特別会計等負担金 免 許 費 及 手 返 納 金 介 介 償 品 及 売 払 収 入 雑 物 雑 収 入	国会議員互助年金法納金 恩給法納金及文官恩給費 特別会計等負担金 免 許 費 及 手 返 納 金 介 介 償 品 及 売 払 収 入 雑 物 雑 収 入	国会議員互助年金法納金 恩給法納金及文官恩給費 特別会計等負担金 免 許 費 及 手 返 納 金 介 介 償 品 及 売 払 収 入 雑 物 雑 収 入	国会議員互助年金法納金 恩給法納金及文官恩給費 特別会計等負担金 免 許 費 及 手 返 納 金 介 介 償 品 及 売 払 収 入 雑 物 雑 収 入
45,418,000	45,418,000	45,418,000	45,418,000
11,035,000	11,035,000	11,035,000	11,035,000
34,383,000	34,383,000	34,383,000	34,383,000
23,230,000	23,230,000	23,230,000	23,230,000
6,018,000	6,018,000	6,018,000	6,018,000
24,000	24,000	24,000	24,000
15,000	15,000	15,000	15,000
5,088,000	5,088,000	5,088,000	5,088,000
8,000	8,000	8,000	8,000
123,434,000	123,434,000	123,434,000	123,434,000
22,153,000	22,153,000	22,153,000	22,153,000
22,158,000	22,158,000	22,158,000	22,158,000
101,276,000	101,276,000	101,276,000	101,276,000
38,907,000	38,907,000	38,907,000	38,907,000
981,000	981,000	981,000	981,000
38,038,000	38,038,000	38,038,000	38,038,000
23,050,000	23,050,000	23,050,000	23,050,000
2,849,000	2,849,000	2,849,000	2,849,000
2,451,000	2,451,000	2,451,000	2,451,000
3,667,000	3,667,000	3,667,000	3,667,000
1,314,000	1,314,000	1,314,000	1,314,000
2,353,000	2,353,000	2,353,000	2,353,000
2,271,000	2,271,000	2,271,000	2,271,000
1,000	1,000	1,000	1,000
80,000	80,000	80,000	80,000
1,000	1,000	1,000	1,000
2,942,000	2,942,000	2,942,000	2,942,000
1,012,000	1,012,000	1,012,000	1,012,000
1,012,000	1,012,000	1,012,000	1,012,000

外務省主管		
(部) 諸	入	1,930,000
(項) 國給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	入	1,811,000
升償品	納金	1,000
物	入	118,000
總府主管		
(部) 官業益金及官業收入	入	32,928,000
(部) 官	入	32,928,000
(項) 病院收入	入	32,928,000
(部) 政府資産整理收入	入	64,073,000
(部) 回	入	64,073,000
(項) 貸付金等回收金收入	入	11,496,000
事故補償費返還金	入	52,577,000
(部) 雜	入	1,345,458,000
(部) 國有財産利用收入	入	108,965,000
(部) 國有財産貸付收入	入	108,965,000
(部) 國有財産使用收入	入	10,000
(部) 諸	入	1,236,493,000
(項) 國給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	入	45,567,000
授業料及入學費定料	入	14,153,000
升償品	納金	394,291,000
物	入	548,145,000
雜	入	294,337,000
計	入	1,442,459,000
法務省主管		
(部) 政府資産整理收入	入	3,247,000
(部) 回	入	3,247,000
(項) 特別會計整理收入	入	3,247,000
(部) 雜	入	6,037,969,000
(部) 國有財産利用收入	入	16,782,000
(部) 國有財産貸付收入	入	16,782,000
(部) 諸	入	6,021,187,000
(項) 國給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	入	79,246,000
懲罰及返納金	入	3,201,315,000
升償品	納金	72,381,000
矯正官署作業收入	入	2,446,300,000
物	入	105,905,000
雜	入	116,040,000
計	入	6,041,216,000
大蔵省主管		
(部) 租稅及印紙收入	入	1,087,981,000,000
(部) 租	入	1,082,520,000,000
(項) 所得入	入	271,881,000,000
所法相再酒砂揮物	入	340,813,000,000
類	入	8,363,000,000
消費油	入	4,047,000,000
類	入	209,088,000,000
引所	入	31,572,000,000
取有通關と	入	82,104,000,000
行	入	47,478,000,000
入	入	258,000,000
入	入	569,000,000
入	入	2,971,000,000
入	入	3,448,000,000
入	入	79,327,000,000
入	入	601,000,000
入	入	5,461,000,000
入	入	5,461,000,000
入	入	119,752,289,000
入	入	119,752,289,000
入	入	119,752,289,000
入	入	582,085,000

(部) 官 益 金	582,085,000	(部) 政府資產整理收入	35,000
(項) 印刷局特別會計受入金	582,085,000	(款) 回收金等回收收入	35,000
(部) 政府資產整理收入	13,543,189,000	(項) 貸付金等回收金收入	35,000
(款) 固有財產處分收入	8,109,460,000	(部) 雜 收	3,003,594,000
(項) 固有財產充公收入	6,522,406,000	(款) 固有財產利用收入	192,651,000
(項) 有償管理費收入	1,587,054,000	(項) 固有財產貸付收入	80,085,000
(部) 回 收 金 等 收 入	5,433,729,000	(項) 固有財產使用收入	112,566,000
(項) 特別會計整理收入	22,325,000	(款) 雜 收	2,810,943,000
(項) 引繼債權回收金收入	109,833,000	(項) 諸 收	121,890,000
(項) 貸付金等回收金收入	7,731,000	(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	2,015,487,000
(項) 地方債証券償還收入	5,298,840,000	(項) 授業料及入學費定料	36,345,000
(部) 雜 收	25,579,546,000	(項) 免 許 及 手 數 料	2,799,000
(款) 固有財產利用收入	3,164,487,000	(項) 用途指定寄付金等收入	73,392,000
(項) 固有財產貸付收入	1,579,423,000	(項) 受託調查試驗及役務收入	14,554,000
(項) 固有財產使用收入	152,000	(項) 免 許 及 手 數 料	530,191,000
(項) 共有船舶利用收入	1,057,305,000	(項) 受託調查試驗及役務收入	16,285,000
(項) 共有船舶利用收入	2,750,000	(項) 雜 收	9,616,067,000
(項) 配 利	524,357,000	(部) 官 益 金 及 官 業 收 入	8,846,595,000
(部) 納 入 金	11,744,000,000	(款) 官 業 收 入	8,846,595,000
(項) 日本銀行納付金	11,744,000,000	(項) 官 業 收 入	8,846,595,000
(款) 諸 收	10,671,059,000	(項) 政府資產整理收入	124,827,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	6,343,584,000	(項) 回收金等回收金收入	124,827,000
(項) 免 許 及 手 數 料	3,164,769,000	(部) 雜 收	598,699,000
(項) 免 許 及 手 數 料	267,300,000	(款) 固有財產利用收入	41,827,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	313,735,000	(項) 固有財產貸付收入	8,622,000
(項) 免 許 及 手 數 料	115,515,000	(項) 固有財產使用收入	31,590,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	302,662,000	(項) 利 子 收 入	1,515,000
(項) 免 許 及 手 數 料	163,484,000	(項) 諸 收	556,872,000
(部) 經濟基礎強化資金受入	22,130,000,000	(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	33,766,000
(款) 經濟基礎強化資金受入	22,130,000,000	(項) 免 許 及 手 數 料	66,045,000
(項) 前年度剩餘金受入	80,476,847,000	(項) 受託調查試驗及役務收入	3,750,000
(款) 前年度剩餘金受入	80,476,847,000	(項) 免 許 及 手 數 料	388,353,000
(項) 前年度剩餘金受入	1,350,049,956,000	(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	39,613,000
(部) 官業益金及官業收入	6,612,438,000	(項) 免 許 及 手 數 料	45,345,000
(款) 官 業 收 入	6,612,438,000	(項) 恩給法納金及文官恩給費特別會計等負担金	9,572,121,000
(項) 病 院 收 入	6,612,438,000	(項) 免 許 及 手 數 料	

農 林 省 主 管

(部) 政府資産整理収入	37,187,000
(款) 国有財産処分収入	37,187,000
(項) 有償管理換収入	37,187,000
(部) 雑収入	4,120,013,000
(款) 国有財産利用収入	94,506,000
(項) 国有財産貸付収入	98,911,000
(款) 国有財産使用収入	595,000
(部) 納付金	1,777,187,000
(項) 日本中央競馬会納付金	1,777,187,000
(部) 諸収入	2,248,320,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金	48,173,000
特別会計受入金	1,000,000,000
公共事業費負担金	130,204,000
授業料及入学検定料	5,446,000
免許及手数料	1,305,000
受託調査試験及役務収入	17,775,000
弁償品及返納金	441,666,000
雑収入	570,234,000
計	33,517,000
通商産業省主管	4,157,200,000
(部) 専充納付金	372,487,000
(款) エルニール専充事業特別会計納付金	372,487,000
(項) エルニール専充事業特別会計納付金	372,487,000
(部) 政府資産整理収入	340,966,000
(款) 回収金等収入	340,966,000
(項) 特別会計整理収入	80,630,000
貸付金等回収金収入	280,336,000
(部) 雑収入	255,012,000
(款) 国有財産利用収入	45,711,000
(項) 国有財産貸付収入	10,965,000
国有財産使用収入	11,786,000
利子収入	22,960,000
(部) 諸収入	209,301,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金	22,342,000
授業料及入学検定料	162,000

受託調査試験及役務収入

弁償品及返納金	35,673,000
雑収入	79,709,000
計	61,794,000
運輸省主管	9,621,000
968,465,000	
(部) 政府資産整理収入	600,000,000
(款) 回収金等収入	600,000,000
(項) 貸付金等回収金収入	600,000,000
(部) 雑収入	984,772,000
(款) 国有財産利用収入	321,055,000
(項) 国有財産貸付収入	63,854,000
国有財産使用収入	158,701,000
利子収入	99,000,000
(部) 諸収入	613,717,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金	45,439,000
授業料及入学検定料	9,343,000
免許及手数料	143,288,000
受託調査試験及役務収入	99,470,000
弁償品及返納金	34,495,000
雑収入	116,381,000
計	165,291,000
通信省主管	1,534,772,000
(部) 租税及印紙収入	33,260,000,000
(款) 印紙収入	33,260,000,000
(項) 印紙収入	33,260,000,000
(部) 政府資産整理収入	120,000,000
(款) 回収金等収入	120,000,000
(項) 貸付金等回収金収入	120,000,000
(部) 雑収入	9,427,000
(款) 国有財産利用収入	2,161,000
(項) 国有財産貸付収入	2,002,000
国有財産使用収入	159,000
(部) 諸収入	7,268,000
(項) 恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金	5,835,000
弁償品及返納金	242,000
雑収入	1,188,000

[illegible]

參議院予設施經費	159,169,000
參議院予設施經費	5,000,000
國立國會圖書館	1,524,379,000
(組織) 國立國會圖書館	426,883,000
(項) 國立國會圖書館設施費	418,837,000
國立國會圖書館設施費	846,700,000
計	7,449,000
(組織) 裁判官訴訟委員會	8,273,000
(項) 裁判官訴訟委員會	562,000
(組織) 裁判官彈劾裁判所	8,835,000
(項) 裁判官彈劾裁判所	4,746,883,000
計	
國會管合計	
(組織) 裁判所	1,386,608,000
(項) 最高裁判所	342,843,000
最高裁判所	744,465,000
地方裁判所	5,582,830,000
家庭裁判所	1,876,701,000
檢察官裁判所	55,837,000
裁判所予設施經費	1,467,649,000
裁判所予設施經費	1,000,000,000
計	8,000,000
會計検査院所管	12,433,933,000
(組織) 會計検査院	574,639,000
(項) 會計検査院	
(組織) 內閣官房	497,772,000
(項) 內閣官房	
(組織) 法制局	41,190,000
(項) 法制局	
(組織) 人事院	385,547,000
(項) 人事院	
(組織) 憲法調查會	38,624,000
(項) 憲法調查會	
(組織) 國防會議	

(項) 国防 所 管 合 計		14,458,000	982,586,000
(組) 總理 本 府		957,591,000	2,521,612,000
(項) 總理 本 府		1,037,049,000	85,787,000
(組) 總理 本 府		100,000,000	121,000,000
(項) 新生活運動助成給費		18,341,805,000	227,930,000
(項) 文官等恩給給費		96,751,843,000	480,915,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		174,764,000	124,819,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		1,160,374,000	3,183,101,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		343,240,000	1,841,811,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		88,780,000	1,127,787,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		6,192,000	235,891,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		146,828,000	27,847,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		118,100,875,000	1,222,915,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		122,689,000	12,532,652,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		9,876,266,000	1,700,849,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		114,373,000	1,386,639,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		3,532,195,000	374,200,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		13,522,824,000	48,000,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		87,628,000	167,816,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		650,000,000	98,886,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		9,684,000	752,893,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		747,320,000	15,000,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		17,958,000	5,000,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		57,427,000	25,776,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		479,246,000	228,520,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		1,637,202,000	2,219,105,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		1,186,989,000	32,673,840,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費		63,474,000	280,339,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			851,198,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			34,400,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			1,300,000,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			1,593,969,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			42,000,000
(項) 旧軍人遺族等恩給給費			248,649,356,000

固有提供施設等所在市町 村助成交付金	1,000,000,000
参議院議員通常選挙公明 化推進費	1,712,774,000
奄美群島復興開発助成費 金出資金	88,501,000
農地等小災害地方復元利 補給金	100,000,000
計	25,200,000
(組織) 防衛本庁	255,627,737,000
施設整備費	119,880,415,000
艦船建造費	7,785,804,000
潜水艦建造費	3,521,891,000
昭和32年度甲型警備艦 建造費	160,503,000
昭和33年度甲型警備艦 建造費	1,881,812,000
昭和34年度乙型警備艦 建造費	899,232,000
昭和34年度潜水艦建造 費	887,970,000
施設整備等附帯事務費	703,547,000
計	288,826,000
(組織) 調達庁	136,040,000,000
調達事務管理事務費	1,521,988,000
国際連合軍等関係補償費	738,820,000
計	55,620,000
(組織) 経済企画庁	2,311,423,000
国土開発調査費	350,864,000
国土総合開発事業調査費	22,116,000
鹿児島振興事業費	177,270,000
鹿児島振興事業費	650,000,000
鹿児島振興事業費	2,249,020,000
鹿児島振興事業費	309,649,000
計	3,758,919,000
(組織) 科学技術庁	
科学技術研究費	245,895,000
科学技術研究費	209,855,000
科学技術研究費	6,050,505,000

国立機関原子力試験研究 費	553,013,000
放射能調査費	59,390,000
核燃料物質探鉱奨励費	20,000,000
航空技術研究所	1,582,001,000
金属材料技術研究所	588,994,000
放射線医学総合研究所	583,187,000
計	9,892,845,000
総理府所管合計	574,984,315,000
法務省所管	
(組織) 法務本省	2,087,243,000
訟務	45,718,000
外国人登録事務費	168,088,000
外国官署施設費	386,835,000
法務省収容施設費	555,777,000
法務省総合研究所	71,939,000
計	3,315,600,000
(組織) 法務局	2,711,865,000
法務登記	404,132,000
計	3,115,997,000
(組織) 検察庁	
最高検察官	72,813,000
高等検察官	366,282,000
地方検察官	3,964,743,000
計	553,360,000
(組織) 矯正庁	4,987,178,000
矯正施設費	116,485,000
矯正施設費	32,896,000
矯正施設費	6,181,992,000
矯正施設費	3,103,194,000
矯正施設費	1,221,549,000
矯正施設費	858,929,000
矯正施設費	497,760,000
矯正施設費	387,360,000
矯正施設費	125,470,000
矯正施設費	25,448,000

婦人補導院収容費

17,246,000
12,568,328,000

(組) 更生保護官署
(項) 更生保護官署費

441,266,000
357,510,000
798,776,000

(組) 地方入国管理官署
(項) 地方入国管理官署費

429,680,000
116,791,000
546,481,000

(組) 公安審査委員會
(項) 公安審査委員會費

7,675,000

(組) 公安調査庁
(項) 公安調査庁費

1,231,276,000
26,541,311,000

(組) 外務省
(項) 外務省費

2,516,475,000
1,145,435,000
6,892,000

(組) 在外公館
(項) 在外公館費

24,000,000
1,069,985,000
4,762,737,000

(組) 大蔵省
(項) 大蔵省費

6,580,653,000
11,343,390,000

(組) 大蔵省
(項) 大蔵省費

1,461,157,000
2,078,106,000
11,768,000

(組) 大蔵省
(項) 大蔵省費

18,366,000
429,954,000
55,373,464,000

(組) 大蔵省
(項) 大蔵省費

47,671,000
1,607,773,000
200,000,000
1,200,000,000

産業投資特別会計へ繰入
防衛支出金
賠償等特別債務処理特別
会計へ繰入
予備費

5,000,000,000
17,625,000,000
32,340,000,000
8,000,000,000
125,394,259,000

(組) 財務省

2,763,974,000

(組) 財務省

1,920,243,000

(組) 財務省

460,280,000

(組) 財務省

2,380,523,000

(組) 財務省

22,187,488,000

(組) 財務省

243,696,000

(組) 財務省

508,982,000

(組) 財務省

1,000,000,000

(組) 財務省

23,940,151,000

(組) 財務省

154,478,907,000

(組) 財務省

2,392,778,000

(組) 財務省

50,573,000

(組) 財務省

82,732,000

(組) 財務省

62,551,000

(組) 財務省

139,905,000

(組) 財務省

58,620,000

(組) 財務省

7,761,000

(組) 財務省

1,121,153,000

(組) 財務省

801,188,000

(組) 財務省

212,000,000

2,438,275,000
4,624,606,000
221,494,000
57,618,000
73,277,000
68,082,000
107,357,000
2,022,253,000

國立技藝講習所	32,579,000	厚生省調查補助費	229,078,000
私立學校助成費	72,381,000	科學研究補助費	23,887,000
國立文教施設整備費	3,529,481,000	保健衛生補助費	408,180,000
國立文教施設整備補助費	7,729,052,000	精神衛生補助費	125,887,000
國立文教施設災害復旧費	18,385,000	結核對策補助費	951,510,000
國立文教施設災害復旧補助費	106,810,000	傳染病預防補助費	2,252,174,000
救護教育費	18,944,000	性病預防補助費	3,121,504,000
義務教育費	99,086,000,000	簡易水道等施設補助費	753,591,000
養護學校教育費	74,000,000	環境衛生對策補助費	42,480,000
文化功勞者年金館	46,000,000	醫師等國家試驗費	107,590,000
國立近代美術館	54,847,000	國立病院特別會計へ繰入	1,100,888,000
國立西洋美術館	84,735,000	醫藥品等買上諸費	11,713,000
計	15,820,000	醫生生活保護費	996,605,000
	125,296,167,000	社會人救護費	24,155,000
(組織) 國立學校	32,320,763,000	災害救護費	1,293,102,000
(項) 國立附屬研究所	8,520,740,000	社會福祉事業振興會出資	26,588,000
大學附屬研究所	3,832,875,000	兒童保護費	41,638,247,000
計	44,674,578,000	母子保險負擔金	417,174,000
(組織) 文部省試驗研究機關	35,826,000	社會保險組合補助金	680,410,000
(項) 國立教育研究所	26,986,000	國民健康保險補助費	223,168,000
統計部調查研究所	30,659,000	國民年金事務取扱費	73,472,000
國立通信學研究所	87,180,000	引揚者等援護費	80,000,000
國立國語研究所	33,216,000	留守家族等援護費	8,202,047,000
計	163,867,000	輕傷病者戰死者遺族等援護費	415,000,000
(組織) 文化財保護委員會	124,000,000	舊軍人遺族等恩給事務処理費	7,213,826,000
(項) 文化財保存事業費	466,380,000	計	654,367,000
國立文化財研究所	148,097,000		21,492,430,000
國立文化財研究所	39,474,000		10,078,296,000
計	777,951,000		974,207,000
文部省管合計	170,912,363,000		79,292,000
(組織) 厚生省	1,997,801,000		793,761,000
(項) 厚生本管	87,946,000		7,064,477,000
國立公園等施設費	170,520,000		21,538,000
			113,786,616,000
			23,260,000
			105,668,000

国立精神衛生研究所	15,456,000	(組織) 農林本省	1,914,561,000
国立栄養衛生研究所	34,462,000	(項) 農林本省	935,152,000
国立予防衛生研究所	168,641,000	農林水産省技術振興費	1,688,931,000
血清其他製造及検査所	55,186,000	農林水産省技術振興費	791,584,000
国立精神衛生研究所	18,303,000	農林水産省技術振興費	412,015,000
国立衛生試験所	103,610,000	農林水産省技術振興費	10,852,219,000
国立薬品等検査所	22,377,000	農林水産省技術振興費	144,964,000
厚生省試験研究機関施設費	68,494,000	農林水産省技術振興費	614,970,000
計	615,457,000	農林水産省技術振興費	28,940,000
(組織) 検査所	293,574,000	農林水産省技術振興費	383,792,000
(項) 検査所施設費	18,082,000	農林水産省技術振興費	446,382,000
計	311,606,000	農林水産省技術振興費	3,676,293,000
(組織) 国立結核療養所	12,367,918,000	農林水産省技術振興費	215,801,000
(項) 国立結核療養所	1,571,117,000	農林水産省技術振興費	1,188,486,000
国立結核療養所	301,508,000	農林水産省技術振興費	2,183,366,000
国立精神療養所	38,754,000	農林水産省技術振興費	2,302,568,000
国立脊髄損傷療養所	186,866,000	農林水産省技術振興費	383,069,000
国立療養所看護婦養成費	951,735,000	農林水産省技術振興費	845,212,000
国立療養所施設費	15,427,698,000	農林水産省技術振興費	2,000,000,000
計	62,644,000	農林水産省技術振興費	1,000,000,000
(組織) 国立更生保護機関	48,082,000	農林水産省技術振興費	13,689,664,000
(項) 国立更生保護機関	44,797,000	農林水産省技術振興費	8,785,083,000
国立更生保護機関	19,143,000	農林水産省技術振興費	118,658,000
国立更生保護機関	24,158,000	農林水産省技術振興費	325,932,000
国立精神療養所	14,281,000	農林水産省技術振興費	839,313,000
国立更生保護機関施設費	74,922,000	農林水産省技術振興費	6,297,299,000
計	288,037,000	農林水産省技術振興費	188,788,000
(組織) 厚生省地方官署	80,418,000	農林水産省技術振興費	701,909,000
(項) 厚生省地方官署	72,187,000	農林水産省技術振興費	2,200,000,000
厚生省地方官署施設費	10,445,000	農林水産省技術振興費	159,224,000
計	591,000	農林水産省技術振興費	65,256,175,000
厚生省管内合計	130,543,055,000		

家畜衛生試驗場 352,789,000
馬伝染性貧血研究費 184,739,000
計 25,080,000
1,984,998,000

(組織) 農林本省検査指導機關

(項) 肥料検査所 41,461,000
農藥検査所 23,639,000
輸出品検査所 148,676,000
生糸検査所 307,317,000
動物防疫検査所 41,880,000
植物防疫検査所 135,119,000
農動物検査防疫所 55,087,000
農村工業指導所 10,842,000
馬鈴薯原種農場 145,205,000
畜産振興費 685,065,000
計 39,521,000
1,633,762,000

(組織) 農林本省地方官署

(項) 農地事業工務事務所 1,011,218,000
農地統計調査事務所 491,384,000
統計調査事務所 4,634,583,000
農業セソナス実施費 29,916,000
計 6,167,101,000

(組織) 食糧

(項) 食糧 73,057,000
被食農家米子約價金返納資金借入利子補給 61,036,000
農産物等価格安定費 1,000,000,000
食糧 51,680,000
計 1,185,773,000

(組織) 林野

(項) 林野 177,654,000
林業振興費 1,038,455,000
農林漁業組合再建整備費 8,388,000
補助 4,160,444,000
治山林事業費 2,578,918,000
造林事業費 1,996,100,000
森林開墾公団事業費 405,000,000
山林施設災害関連事業費 6,668,000

山林施設災害復旧事業費 508,287,000
山林事業附帯事務費 19,900,000
治山林事業工事事務費 43,048,000
林業試験場 378,237,000
計 11,116,099,000

(組織) 水産

(項) 水産 265,214,000
漁業調査研究費 465,605,000
漁船振興費 14,100,000
水産漁業組合再建整備費 1,095,588,000
農林漁業組合再建整備補助 63,129,000
漁業災害復旧資金融通利子補給及損失補償 8,091,000
漁船建造費 104,417,000
漁港施設災害関連事業費 2,023,900,000
漁港施設災害復旧事業費 24,732,000
漁港整備事業附帯事務費 763,969,000
水産研究所 2,716,000
水産研究所 336,565,000
水産研究所 6,836,000
水産研究所 9,702,000
北海漁業研究所 148,406,000
北海漁業研究所 124,792,000
計 5,457,822,000
82,801,730,000

(組織) 通商産業省所管

(項) 通商産業本省 1,520,284,000
通商産業統計調査費 132,763,000
貿易振興及経済協力費 2,025,328,000
生産性向上対策費 145,000,000
工業用水道対策費 886,500,000
防衛産業開発補助費 37,708,000
資源開発旧事業補助費 76,000,000
鉱害復旧事業費 90,258,000
新得地区地盤比下応急対策事業費 13,912,000
工業製品検査所 105,930,000
繊維製品検査所 118,760,000
計 5,152,441,000

(組織) 工業技術院	102,015,000	港灣事業費	6,765,600,000
(項) 工業技術振興費	1,811,316,000	特定港灣施設工事特別會計ノ總入	2,724,000,000
中央計量檢定所	116,713,000	港灣施設災害調査事業費	558,365,000
機械工業試驗所	138,241,000	港灣施設災害復旧事業費	696,057,000
東京工業技術試驗所	192,723,000	空港整備事業費	1,272,470,000
大阪工業技術試驗所	145,707,000	港灣等事業附帶事務費	80,490,000
名古屋工業技術試驗所	142,838,000	航告復旧事業費	7,179,000
纖維工業試驗所	27,787,000	計	14,739,932,000
織造工業試驗所	62,878,000	(組織) 運輸省地方官署	968,269,000
地質工業試驗所	231,796,000	(項) 海運建設局	542,271,000
電氣工業試驗所	485,055,000	港灣事業工事事務局	1,085,484,000
資源技術試驗所	105,598,000	陸空保安協力施設費	1,053,583,000
計	166,562,000	航空保安施設費	980,916,000
(組織) 特許庁	3,728,229,000	計	38,570,000
(項) 特許實施化助成費	438,982,000	航空保安施設費	98,432,000
發明實施化助成費	5,985,000	計	4,768,525,000
計	444,977,000	(組織) 船員労働委員會	45,486,000
(組織) 中小企業庁	68,561,000	(項) 船員海上保安費	5,139,554,000
(項) 中小企業策進費	2,170,902,000	(組織) 海上保安施設費	1,363,334,000
計	2,234,463,000	海上保安施設費	104,592,000
(組織) 通商産業局	1,383,224,000	海上保安施設費	281,279,000
(項) 通商産業統計調査費	34,013,000	航路標準整備費	510,000,000
通商産業省所管合計	12,977,347,000	計	7,843,759,000
(組織) 運輸省	1,700,554,000	(組織) 海難審判庁	141,313,000
(項) 運輸本費	256,526,000	(項) 海難審判庁	4,207,000
觀光事業補助費	39,338,000	(組織) 捕鯊審檢再審査委員會	8,639,328,000
科學研究費補助費	36,282,000	(項) 捕鯊審檢再審査委員會	82,855,000
離島航路整備補助費	500,000,000	(組織) 氣象官署施設費	83,757,000
三國間輸送助成費	15,595,000	氣象官署施設費	3,799,940,000
地方軌道軌道整備補助費	32,476,000	(組織) 運輸技術研究所	280,836,000
戰傷病者等無賃乗車船費補助金	50,000,000	(項) 運輸技術研究所	
国内線航空機改裝費補助		(組織) 運輸省教育機關	

(項) 海技専門学院	61,873,000
航海訓練学校	523,119,000
航空大学校	115,324,000
計	161,991,000
運輸省所管合計	862,307,000
31,991,358,000	
(組織) 通信本省	
(項) 通信本省	352,740,000
電波監理局	256,637,000
電波研究所	304,437,000
電波監理施設	25,664,000
計	938,478,000
(組織) 地方電波監理局	
(項) 地方電波監理局	949,145,000
通信省所管合計	1,886,623,000
(組織) 労働本省	
(項) 労働本省	967,721,000
失業保険費負担金	8,332,000,000
職業訓練費補助	534,639,000
失業対策事業費補助	18,423,000,000
特別失業対策事業費	2,445,105,000
揮発油税財源による特別失業対策道路事業費	1,254,895,000
政府職員等失業者退職手当	724,000,000
妊婦等保護費負担金	398,433,000
労働統計調査費	52,732,000
産業安全研究所	20,583,000
労働衛生研究所	19,846,000
計	33,722,804,000
(組織) 労働委員会	
(項) 中央労働委員会	66,413,000
公共企業体等労働委員会	72,317,000
計	138,730,000
(組織) 労働省地方官署	
(項) 労働保護官署	1,686,569,000
労働統計調査費	6,245,000

職業官署	3,596,114,000
計	5,288,928,000
労働省所管合計	39,150,462,000
建設省所管	
(組織) 建設本省	
(項) 建設本省	969,160,000
建設技術研究補助	14,648,000
国土総合開発調査費	7,487,000
水防施設調査費	24,400,000
河川水理調査費	38,024,000
防火建築帯造成費補助	100,000,000
建設機械整備費	509,000,000
河川総合開発事業費	14,175,780,000
河川総合開発事業費	1,435,905,000
揮発油税財源の道路整備特別会計への繰入	6,457,528,000
抄防事業費	5,729,300,000
揮発油税財源の道路整備特別会計への繰入	67,389,447,000
道路整備事業費	7,172,196,000
都市計画事業費	801,500,000
河川等災害復旧事業費	3,686,400,000
鉱害復旧事業費	85,369,000
河川等災害復旧事業費	24,720,118,000
都市災害復旧事業費	6,638,000
建設事業費	329,813,000
住宅施設費	10,695,433,000
不良住宅地区清掃費	14,000,000
官庁営繕費	2,425,195,000
計	146,727,341,000
(組織) 地理調査所	
(項) 地理調査所	877,087,000
地理調査費	10,737,000
地理調査費	48,928,000
計	436,747,000
(組織) 建設省試験研究機関	
(項) 土木建築研究所	138,770,000
土木建築研究所	82,538,000
計	216,308,000
(組織) 地方建設局	

19

(項) 地方建設局 建設事業工事事務費 計		2,557,540,000 2,464,600,000 9,022,140,000
建設省所管合計		152,402,536,000
乙号 建設出 統 費		1,419,248,163,000
(組織) 防衛本庁 潜水艦建造費 既 定 総 額		2,718,000,000円
(説明) 潜水艦建造費は、昭和31年度から昭和34年度にわたる既定の継続費であるが、日本 国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく供与品の引渡しの遅延等による 建造工程の変更等に伴い、建造費の一部を後年度に繰り延べるため、昭和34年度以 降、上記のとおり、年度及び年割額を改定する。		
(項) 昭和33年度以前年割額合計 昭和34年度以降年割額合計 改 定 年 割 額 昭 和 34 年 度 昭 和 35 年 度		2,367,950,000 350,050,000 160,503,000 189,547,000
(項) 潜水艦建造費は、昭和31年度から昭和34年度にわたる既定の継続費であるが、日本 国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく供与品の引渡しの遅延等による 建造工程の変更等に伴い、建造費の一部を後年度に繰り延べるため、昭和34年度以 降、上記のとおり、年度及び年割額を改定する。		
(項) 昭和33年度甲型警備艦建造費 既 定 総 額 減 少 総 額 計		4,193,182,000円 101,634,000 4,091,548,000
(説明) 昭和33年度以前年割額合計 昭和34年度以降年割額合計 改 定 年 割 額 昭 和 34 年 度 昭 和 35 年 度		1,276,830,000 2,814,718,000 989,232,000 1,815,486,000
(項) 昭和33年度甲型警備艦建造費は、昭和33年度から昭和35年度にわたる 既定の継続 費であるが、物価の変動等により既定総額を減少するため、昭和34年度以降、上記 のとおり、総額及び年割額を改定する。		
(項) 昭和34年度乙型警備艦建造費 総 額 昭 和 34 年 度		3,534,960,000円 837,970,000

(項) 昭和35年度 昭 和 36 年 度		2,044,179,000 652,811,000
(説明) 乙型警備艦の建造については、建造工程が長期に亘り、工程に即応して逐次契約を結 ばなければならぬので、上記の総額、年度及び年割額による継続費とする。		
(項) 昭和34年度潜水艦建造費 総 額 年 割 額 昭 和 34 年 度 昭 和 35 年 度 昭 和 36 年 度		3,357,738,000円 703,547,000 2,039,552,000 614,639,000
(説明) 潜水艦の建造については、建造工程が長期に亘り、工程に即応して逐次契約を結ばな ければならぬので、上記の総額、年度及び年割額による継続費とする。		
丙号 繰越明許費 (組織) 衆議院 議 院 国 会 所 管		
(項) 衆議院施設費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織) 参議院 議 院		
(項) 参議院施設費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織) 国立国会図書館 館		
(項) 国立国会図書館施設費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織) 裁判所 判 所 裁 判 所 所 管		
(項) 裁判所施設費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		
(組織) 総理府 理 府 総 理 府 所 管		
(項) 総理府本府 上記の経費のうち、那覇日本政府南方連絡事務所庁舎其他新営費は、本年度の支出残額を翌年 度に繰り越して使用することができる。		
(項) 文官等恩給費 旧軍人遺族等恩給費 旧軍人遺族等恩給支給事務費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		

(外) (中) (内)

(組織) 北海道開発庁
(項) 北海道住宅施設費

北海道河川等事業費

北海道河川総合開発事業費

北海道砂防事業費

北海道治山事業費

北海道造林事業費

北海道林道事業費

北海道土地改良事業費

北海道開拓事業費

釧路地区泥炭地開発事業費

根釧地区機械開墾建設事業費

北海道漁港施設費

揮発油税財源の道路整備特別会計へ繰入

北海道道路整備事業費

北海道港湾事業費

特定港湾施設工事特別会計へ繰入

北海道都市計画事業費

北海道空港整備事業費

北海道開拓実地費

北海道環境衛生対策費

北海道離島簡易水道施設費

北海道離島電気導入事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 北海道開発事業工事事務費

上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 自治庁

(項) 地方財政再建促進特別措置費

上記の経費のうち、地方財政再建債利子補給金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 奄美群島復興事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 新市町村建設促進費

上記の経費のうち、新市町村建設促進費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 防衛庁

(項) 防衛本庁

上記の経費のうち、艦船受取外国旅費、器材費、編成装備品費、航空機購入費、教育訓練費、研究開発費、装備品等維持費、運賃費及び運搬費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 施設整備費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 艦船建造費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 施設整備等附帯事務費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 関連庁

(項) 関連労務管理事務費

上記の経費のうち、特別給付金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 経済企画庁

(項) 離島振興事業費

揮発油税財源による離島道路事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 科学技術庁

(項) 原子力平和利用研究促進費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 国立機関原子力試験研究費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 放射能調査費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 核原料物質探検奨励費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 航空技術研究所

上記の経費のうち、研究設備整備費及び研究所施設費（当該経費に関連して支出を要する経費を含む）は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 金属材料技術研究所

上記の経費のうち、金属材料技術試験研究費及び研究所施設費（当該経費に関連して支出を要する経費を含む）は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 放射線医学総合研究所

上記の経費のうち、放射線医学試験研究費及び研究所施設費（当該経費に関連して支出を要する経費を含む）は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 法務省
法務省所管

(項) 法務官署施設費

(項) 法務収容施設費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

外務省所管

(組織) 外務本省

(項) 外務本省 上記の経費のうち、技術協力実施委託費及び海外技術センター等事業実施委託費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 国際分担金其他諸費

上記の経費のうち、因連児童基金拠出費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 移住振興費

上記の経費のうち、移住船運航費補助金及び移住者渡航費貸付金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 在外公館

(項) 在外公館 上記の経費のうち、在外公館施設費、在外公館職員宿舍施設費、ローマ日本文化会館建設費及び無休財産権購入費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

大蔵省所管

(組織) 大蔵本省

(項) 公務員宿舍施設費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 防衛支出金

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

文部省所管

(組織) 文部本省

(項) 産業教育振興費 上記の経費のうち、高等学校産業教育設備費補助金、高等学校産業教育施設費補助金及び高等学校産業教育実習船建造費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 科学振興費

上記の経費のうち、輸入機械及び図書購入費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 国立文教施設整備費

公立文教施設整備費補助金
公立文教施設災害復旧費補助金
公害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 国立学校

(項) 大学附置研究所

上記の経費のうち、74吋反射望遠鏡購入費及び物性研究所設備費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 文化財保存委員会

(項) 文化財保存事業費 上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

厚生省所管

(組織) 厚生本省

(項) 保健衛生諸費 上記の経費のうち、公的医療機関整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 精神衛生費補助

上記の経費のうち、精神病院整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 保健所費

上記の経費のうち、保健所整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 結核対策費

上記の経費のうち、結核後保衛施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 伝染病予防費補助

上記の経費のうち、伝染病院開院準備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 簡易水道等施設費

上記の経費のうち、簡易水道等施設費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 公害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 環境衛生対策費

上記の経費のうち、清掃施設整備費補助金及び下水道終末処理施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 生活保護費

上記の経費のうち、社会福祉施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 身体障害者保護費

上記の経費のうち、身体障害者更生援護施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 社会福祉諸費

上記の経費のうち、社会福祉施設整備費補助金及び精神薄弱者施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 児童保健費
上記の経費のうち、児童福祉施設整備費補助金、児童遊園設置費補助金及び母子健康センター設置費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 国民健康保険助成費
上記の経費のうち、直営診療所施設整備費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 国民年金費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 引揚者等援護費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 留守家族等援護費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 戦傷病者戦没者遺族等援護費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 国立療養所
(項) 国立療養所施設費
上記の経費のうち、施設整備費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む。)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(組織) 国立更生保護機関
(項) 国立更生保護機関施設費
上記の経費のうち、国立女子教養院施設費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む。)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農林省所管

(組織) 農林本省

(項) 農林水産業技術振興費
上記の経費のうち、試験研究費及び農林水産試験研究機関施設費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む。)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 被害農家営農資金利子補給及損失補償補助
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 農林漁業組合再建整備費補助
上記の経費のうち、農業協同組合振興対策費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 農山漁村建設総合対策費補助

上記の経費のうち、農山漁村建設総合施設費補助金、小田地域開発整備費補助金及び僻地農山漁村電気導入事業費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 畜産振興費

上記の経費のうち、草地改良事業費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 土地改良事業費

開拓事業費
鉱省復旧事業費
農業施設災害関連事業費
農業施設災害復旧事業費
開拓実地費
機械開墾地区建設事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 農林本省地方官署

(項) 農地事業工事事務費

上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 林野庁

(項) 治山事業費

造林事業費
林道事業費
山林施設災害関連事業費
山林施設災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 治山事業工事事務費
上記の経費のうち、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(組織) 水産庁

(項) 水産業振興費

上記の経費のうち、沿岸漁業振興対策事業費補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 漁港施設費

漁港施設災害関連事業費
漁港施設災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

通商産業省所管

(組織) 通商産業本省

(項) 貿易振興及経済協力費

上記の経費のうち、海外技術センター事業委託費、海外経済事情調査委託費、日本貿易振興会事業費補助金、輸出品海外宣伝費補助金、重機械技術相談事業費補助金、海外建設協力事業費補助金、海外共同施設運営費補助金、中小企業輸出振興事業費補助金、海外投資等基礎調査費補助金及び国際見本市参加等補助金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 河川等事業費
河川総合開発事業費

国は、機械及び器具（これらの附屬品及び部品を含む。）を農地開発機械公団から借り入れる場合には、機械及び器具（これらの附屬品及び部品を含む。）を農地開発機械公団から借り入れる場合においては、借料として年額 35,269,000 円に借料を支払う日における基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（それぞれ外国為替及び外国貿易管理法（昭和 24 年法律第 228 号）第 7 条第 1 項の基準外国為替相場及び同条第 2 項の裁定外国為替相場をいう。以下本事項において同じ。）と契約締結の日における基準外国為替相場及び裁定外国為替相場との比率を乗じて得た額と 83,761,000 円との合計額又は借入にかえてこれらを購入する場合においては、購入代金として 280,657,000 円に購入代金を支払う日における基準外国為替相場及び裁定外国為替相場と契約締結の日における基準外国為替相場及び裁定外国為替相場の比率を乗じて得た額と 123,781,000 円との合計額を限度として、それぞれ昭和 35 年度又は昭和 34 年度若しくは昭和 35 年度において国庫の負担となる契約を昭和 34 年度において結ぶことができる。

(組織) 防 衛 本 庁

(事項) 航空機購入
国は、防衛本庁における航空機の購入のため、3,182,529,000円を限り、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

なお、防衛本庁における昭和32年度一般会計国庫債務負担行為により実行した契約を昭和33年度、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となることに、昭和34年度において改めることができる。

(事項) 器 材 整 備

国は、防衛本庁における器材の整備(航空機の購入を除く。)のため、13,246,610,000円を限り、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 施 設 整 備

国は、防衛本庁における営繕工事及び土地購入等施設整備のため、1,409,312,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 艦 船 建 造

国は、防衛本庁における艦船建造のため、2,048,866,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(組織) 科 学 技 術 庁

(事項) 日本原子力研究所出資

国は、科学技術庁における原子力平和利用のため、1,595,000,000円(昭和33年度一般会計国庫債務負担行為に差く日本原子力研究所出資3,161,400,000円のうち、動力試験所に係る分2,470,000,000円)について昭和33年度内に国庫の負担となる契約を結ぶことができなかつた場合においては、1,832,000,000円を加算した金額)を限り、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 航空研究所施設整備

国は、航空技術研究所における超音速風洞等の研究施設整備のため、昭和32年度一般会計国庫債務負担行為により実行した契約を昭和32年度以降4カ年度内において国庫の負担となることに、昭和34年度において改めることができる。

(事項) 放射線医学総合研究所における研究施設整備

国は、放射線医学総合研究所における研究施設整備のため、140,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

外 務 省 所 管

(組織) 在 外 公 館

(事項) 在外公館事務所及び館長公邸借入

国は、在外公館における事務所及び館長公邸用として土地及び建物を借り入れるため、借料年額183,998,000円を限度とし借入契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 在オーストラリア日本国大使公邸建設

国は、在オーストラリア日本国大使公邸建設のため、70,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) ローエ日本文化会館建設

国は、ローエ日本文化会館建設のため、180,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

文 部 省 所 管

(組織) 国 立 学 校

(事項) 研究用原子炉購入及び附属設備整備

国は、京都大学における研究用原子炉の購入及び附属設備の整備のため、240,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 鹿児島大学実習船建造

国は、鹿児島大学における実習船かごしま丸の代船建造のため、350,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

農 林 省 所 管

(組織) 農 林 本 省

(事項) 愛知用水公団事業費補助

国は、愛知用水公団に対する事業費の一部を補助するため、4,151,000,000円を限り、昭和34年度以降4カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 印旛沼干拓事業委託

国は、国営印旛沼干拓建設工事のうち、その水路工事の一部を千葉県に委託するため、昭和31年度一般会計国庫債務負担行為により実行した契約のうち、75,000,000円を限り、昭和34年度以降5カ年度内において国庫の負担となることに昭和34年度において改めることができる。

(組織) 林 野 庁

(事項) 森林開発公団事業費補助

国は、森林開発公団に対する事業費の一部を補助するため、330,000,000円を限り、昭和35年度以降4カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(組織) 水 産 庁

(事項) 漁業共済金支払資金補助

国は、全国水産業協同組合共済会が昭和34年度において行う漁業共済試験実施調査事業における支払資金の不足に対し補助するため、純掛金収入額に2を乗じて得た額に相当する金額を限度とし、かつ、100,000,000円を限り、後年度において、資金に余裕を生じた場合においては同共済会から返還を受けることを条件として、昭和34年度、昭和35年度又は昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

通 商 省 所 管

(組織) 運 輸 本 省

(事項) 東京国際空港整備事業

国は、東京国際空港を整備するため、228,000,000円(昭和33年度一般会計国庫債務負担行為に基く710,000,000円のうち、その一部について昭和33年度内に国庫の負担となる契約を結ぶこ

III

警 署 所 設 建 廳

昭和三十四年度特別会計予算

国会に提出する。

内閣総理大臣 岸 信 介

則總算予

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和34年度歳入歳出予算を、「甲号歳入歳出予算」のとおりに定める。

逓 達 調 託 受 付 時 臨
配 税 及 税 金 交 付
局 幣 造

農林火災保險
農業共濟保險
森林火災保險
漁船再保險

管 所 省 設 建

道路整備

(國庫債務担行為)

(歳入歳出予算等の内訳)

(国債整理基金特別会計における日銀引受公債の限度額)

(各特別会計における借入金の限度額)

特定土地改良工事

第8条 特定港湾施設工事特別会計において、特定港湾施設工事特別会計法(仮称)に基き、昭和34年度において借入をすることができ借入金の限度額を2,000,000,000円と定める。

第9条 郵政事業特別会計において、郵政事業特別会計法(昭和24年法律第109号)第16条第3項の規定により、昭和34年度において借入をすることができ借入金の限度額を2,700,000,000円と定める。

第10条 特定多目的ダム建設工事特別会計において、特定多目的ダム建設工事特別会計法(昭和32年法律第36号)第14条第2項の規定により、昭和34年度において借入をすることができ借入金の限度額を2,200,000,000円と定める。

第11条 道路整備特別会計において、道路整備特別会計法(昭和33年法律第35号)第10条第1項及び第3項の規定により、昭和34年度において借入をすることができ借入金の限度額を7,800,000,000円と定める。

(一時借入金等の最高額)

第12条 次に掲げる各特別会計において、各特別会計法の規定により、昭和34年度において一時借入金を借り入れ、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をすることができ金額の最高額を、次のとおり定める。

交付税及び歳入配付金	3,500,000,000円
印刷局	100,000,000
産業投資局	8,000,000,000
国立病院	400,000,000
あ 開拓者資金	130,000,000
国 有 林 野 事 業	500,000,000
アルコーポル専売事業	2,000,000,000
輸 出 保 険 業	1,600,000,000
郵 政 事 業	1,000,000,000
	1,000,000,000

2 外国為替資金特別会計において、外国為替資金特別会計法(昭和25年法律第56号)第4条第2項の規定により、外国為替資金に属する現金の補足のため、昭和34年度において一時借入金を借り入れ、融通証券を発行し、又は国庫余裕金の繰替使用をすることができ金額の最高額を250,000,000,000円と定める。

(特別会計の給与総額)

第13条 造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコーポル専売事業及び郵政事業の各特別会計において、給与率則の適用を受ける職員に対して昭和34年度において支給する給与(職員俸給、扶養手当、勤務地手当又は暫定手当、管理職手当、石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与をいう。)の総額を次のとおり定める。ただし、この予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第14条及び第15条の規定により給与を支給する場合、又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を経て、経費の移用、流用若しくは予備費の使用により、又は第14条及び第15条の規定により給与総額が変更されたときは、この限りでない。

造 幣 局	626,934,000円
印 刷 局	2,750,807,000
国 有 林 野 事 業	7,983,883,000
アルコーポル専売事業	436,963,000
郵 政 事 業	90,909,197,000

2 前項の規定にかかわらず、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和34年度において、給与率則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(歳出予算の弾力事項)

第14条 交付税及び歳入配付金特別会計において、入場税、地方道路税及び特別とん税の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を地方歳入特別会計の支出に充てることができる。

2 造幣局特別会計及び印刷局特別会計において、注文品の製造数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売価価格の変更によりこれに伴う収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を製造数量の増加又は売価価格の変更のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

3 資金運用部特別会計において、郵便貯金等の資金の増加に伴つて支払利子が増加し、予備費の使用によつても支弁することができないときは、収入額がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額の範囲内において利子の支出に充てることができる。

4 国債整理基金特別会計において、国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子及び発行償還に関する諸費の支出に充てられるための他会計よりの受入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を償還費又は利子及割引料等の支出に充てることができる。

5 国立病院特別会計において、病院収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を当該業務量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

6 あへん特別会計において、あへんの売払数量の増加又は輸入あへんの値上りに伴う売払価格の変更により売払収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額を限度として、あへん購入費を増加することができる。

7 厚生保険、船員保険、労働者災害補償保険及び失業保険の各特別会計において、保険金の支出が増加し、予備費の使用によつても支弁することができないときは、保険料収入がこの予算において予定した金額に比して増加する金額のうち補償保険料に相当する金額の範囲内において、保険金の支出に充てることができる。

8 食糧管理特別会計の調整勘定において、同会計の国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理又は農産物等安定の各勘定における売払収入がこの予算において予定した金額に比して減少したため買入代金の財源に不足を生じたときは、その不足額に相当する金額を限度として、当該勘定への繰入に要する経費を増加することができる。

9 食糧管理特別会計の調整勘定において、昭和33年度における食糧証券及び借入金について

- の昭和34年度における償還に要する経費の金額がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、国債整理基金特別会計へ繰入に要する経費を増加することができる。
- 10 漁船再保険特別会計において、再保険料収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額の範囲内において、再保険金の支出に充てることができる。
- 11 国有林野事業特別会計において、立木売却収入又は林野加工品売却収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を、それぞれ立木の処分又は素材、製材、木炭、薪等の直営生産の作業量の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。
- 12 糸面安定特別会計において、生糸の売却数量の増加又は売却価格の変更により生糸売却代がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額を限度として、生糸の買入に必要な経費を増加することができる。
- 13 アルコール専売事業特別会計において、アルコールの販売数量の増加又は原材料の値上り等に伴う販売価格の変更により事業収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を販売数量の増加又は販売価格の変更のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。
- 14 特定物資納付金処理特別会計において、納付金収入及び雑収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を限度として、産業投資特別会計へ繰入に必要な経費の支出に充てることができる。
- 15 水船再保険特別会計において、再保険料収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額の範囲内において、再保険金の支出に充てることができる。
- 16 自動車損害賠償責任再保険特別会計において、再保険料収入又は賦課金収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、それぞれの増加額に相当する金額の範囲内において、再保険金又は保険金の支出に充てることができる。
- 17 郵便貯金特別会計において、郵便貯金の増加等によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を郵便貯金の増加等のため直接必要な経費の支出に充てることができる。
- 18 簡易生命保険及郵便年金特別会計において、契約者の増加等により保険料収入又は掛金収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加する収入金額の一部に相当する金額を契約者の増加等のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。
- 19 前各項の場合においては、財政法第35条第2項、第3項本文及び第4項の規定の例による。
- 第15条 郵政事業特別会計において、事業量の増加等により、業務外収入以外の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。業務外収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、その増加額に相当する金額を業務外支出に充てることができる。

- 2 前項の規定により支出する場合には、郵政事業特別会計法第26条の規定の例による。
- (繰出予算の移用)
- 第16条 財政法第33条第1項ただし書の規定により各省各庁の長が繰出予算の執行上の必要に基き移用することができる場合は、次の各号に掲げる各項の間に於いて移用する場合に限る。
- (1) 資金運用部、外国為替資金、厚生保険、船員保険、国立病院、国有林野事業、糸面安定、特定土地改良工事、アルコール専売事業、自動車損害賠償責任再保険、特定港湾施設工事、郵政事業、労働者災害補償保険、失業保険及び特定多目的ダム建設工事の各特別会計における各項の間
- (2) 道路整備特別会計における道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、日本道路公団出資金、首都高速道路公団出資金及び道路事業工事事業費の各項の間並びに北海道道路事業費、北海道街路事業費及び北海道建設機械整備費の各項の間
- (保険契約の限度額)
- 第17条 中小漁業融資保証保険特別会計において、中小漁業融資保証法(昭和27年法律第346号)第70条第4項の規定により、昭和34年度において締結する保険契約の保険金額の総額の限度を10,000,000,000円と定める。
- 第18条 輸出保険特別会計において、輸出保険法(昭和25年法律第67号)第1条の7の規定により、昭和34年度において締結する保険契約の保険金額の総額の限度を、次のとおり定める。
- | | |
|-------------------------|------------------|
| 普通輸出保険 | 260,000,000,000円 |
| 輸出代金保険 | 42,000,000,000円 |
| 輸出手形保険の保険契約に基いて成立する保険関係 | 30,000,000,000円 |
| 輸出金銀保険の保険契約に基いて成立する保険関係 | 5,000,000,000円 |
| 委託販売輸出保険 | 300,000,000円 |
| 海外広告保険 | 300,000,000円 |
| 海外投資元本保険 | 3,000,000,000円 |
| 海外投資利益保険 | 200,000,000円 |
- (郵政事業特別会計の作業資産保有の限度額)
- 第19条 郵政事業特別会計において、郵政事業特別会計法第15条の規定により昭和34年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有することができる限度額を5,000,000,000円と定める。
- (繰出予算等の制限)
- 第20条 繰出予算の執行にあつては、歳入歳出予算計算書に定める政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、予算金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行つてはならない。
- (所管名称の特例)
- 第21条 この予算の定める所管の名称が法令の規定による行政機関の名称と対応しないこととなつた場合においても、その所管に係る予算は、その計画に従つて執行することができる。

甲号 歳入歳出予算
総 理 府 所 管

臨時受託調達
歳 入

(款) 受託調達契約収入金 2,187,556,000

(項) 受託調達契約収入金 2,187,556,000

(款) 雑 収 入 10,000,000

(項) 雑 収 入 10,000,000

(項) 雑 収 入 2,197,556,000

(項) 調達契約支払金 2,187,556,000

(項) 諸 出 金 10,000,000

(項) 諸 出 金 2,197,556,000

総理府及び大蔵省所管

交付税及び譲与税配付金
歳 入

(款) 他 会 計 より 受 入 248,649,356,000

(項) 一 般 会 計 より 受 入 248,649,356,000

(款) 租 入 33,400,000,000

(項) 入 場 道 路 税 17,802,000,000

(項) 地 方 特 別 税 14,847,000,000

(項) 入 場 道 路 税 751,000,000

(項) 前年度剰余金受入 423,478,000

(項) 前年度剰余金受入 423,478,000

(款) 雑 収 入 36,100,000

(項) 雑 収 入 36,100,000

(項) 雑 収 入 282,508,934,000

歳 出

(項) 地方交付税交付金 248,649,404,000

(項) 地方譲与税譲与金 33,400,000,000

(項) 諸 予 支 出 金 100,000

(項) 予 支 出 金 34,500,000

(項) 予 支 出 金 282,084,004,000

大 蔵 省 所 管

歳 出 合 計

歳 出 合 計

(款) 補助貨幣回収準備資金より受入 6,153,159,000

(項) 補助貨幣回収準備資金より受入

6,153,159,000

(款) 事 業 収 入

61,265,000

(項) 事 業 収 入

61,265,000

(款) 雑 収 入

20,838,000

(項) 雑 収 入

20,838,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

(項) 雑 収 入 6,235,262,000

(項) 雑 収 入 6,185,262,000

(項) 雑 収 入 50,000,000

予 出 備 合 計		国債整理基金		国債整理基金特別会計へ繰入	
歳	出	歳	入	歳	入
(歳)	他会計より受入	(歳)	運用収入	(歳)	運用収入
(項)	他会計より受入	(項)	運用金回収収入	(項)	運用金回収収入
(歳)	公債債合	(歳)	特定物資納付金処理特別会計より受入	(歳)	特定物資納付金処理特別会計より受入
(項)	公債債合	(項)	特定物資納付金処理特別会計より受入	(項)	特定物資納付金処理特別会計より受入
(歳)	国債整理基金支出	(歳)	資金より受入	(歳)	資金より受入
(項)	国債整理基金支出	(項)	資金より受入	(項)	資金より受入
(歳)	貴金属売却払込代	(歳)	一般会計より受入	(歳)	一般会計より受入
(項)	貴金属売却払込代	(項)	一般会計より受入	(項)	一般会計より受入
(歳)	前年度剰余金受入	(歳)	前年度剰余金受入	(歳)	前年度剰余金受入
(項)	前年度剰余金受入	(項)	前年度剰余金受入	(項)	前年度剰余金受入
(歳)	雑収入	(歳)	雑収入	(歳)	雑収入
(項)	雑収入	(項)	雑収入	(項)	雑収入
(歳)	貴金属買入	(歳)	産業投資支出	(歳)	産業投資支出
(項)	貴金属買入	(項)	産業投資支出	(項)	産業投資支出
(歳)	他子出	(歳)	国債整理基金特別会計へ繰入	(歳)	国債整理基金特別会計へ繰入
(項)	他子出	(項)	国債整理基金特別会計へ繰入	(項)	国債整理基金特別会計へ繰入
(歳)	外国為替資金入	(歳)	経済援助資金入	(歳)	経済援助資金入
(項)	外国為替資金入	(項)	経済援助資金入	(項)	経済援助資金入
(歳)	外国為替充實差益	(歳)	運用収入	(歳)	運用収入
(項)	外国為替充實差益	(項)	運用金回収収入	(項)	運用金回収収入
(歳)	運用収入	(歳)	前年度剰余金受入	(歳)	前年度剰余金受入
(項)	運用収入	(項)	前年度剰余金受入	(項)	前年度剰余金受入
(歳)	雑収入	(歳)	援助資金支出	(歳)	援助資金支出
(項)	雑収入	(項)	援助資金支出	(項)	援助資金支出
(歳)	事務支出	(歳)		(歳)	
(項)	事務支出	(項)		(項)	

余剰農産物資金融通

入

(数) 借入金収入 1,290,600,000

(項) 借入金収入 1,290,600,000

(数) 運用金収入 3,069,318,000

(項) 運用金収入 1,400,104,000

(数) 運用金収入 1,669,214,000

(項) 運用金収入 1,862,013,000

(数) 前年度剰余金受入 1,862,013,000

(項) 前年度剰余金受入 6,211,987,000

(数) 前年度剰余金受入 6,211,987,000

(項) 前年度剰余金受入 310,000,000

(数) 貸付金収入 781,000

(項) 貸付金収入 1,228,168,000

(数) 貸付金収入 942,600,000

(項) 貸付金収入 2,481,549,000

(数) 貸付金収入 2,481,549,000

(項) 貸付金収入 82,340,000,000

(数) 貸付金収入 1,017,414,000

(項) 貸付金収入 1,017,414,000

(数) 貸付金収入 100,000

(項) 貸付金収入 83,357,514,000

(数) 貸付金収入 31,657,414,000

(項) 貸付金収入 100,000

(数) 貸付金収入 1,700,000,000

(項) 貸付金収入 33,357,514,000

(数) 貸付金収入 33,357,514,000

(項) 貸付金収入 182,676,000

(数) 貸付金収入 111,223,000

(項) 貸付金収入 111,223,000

(数) 貸付金収入 7,669,000

(項) 貸付金収入 251,568,000

(数) 貸付金収入 251,568,000

(項) 貸付金収入 182,676,000

(数) 貸付金収入 111,223,000

(項) 貸付金収入 111,223,000

(数) 貸付金収入 7,669,000

(項) 貸付金収入 251,568,000

(数) 貸付金収入 251,568,000

(項) 貸付金収入 182,676,000

(数) 貸付金収入 111,223,000

(項) 貸付金収入 111,223,000

(数) 貸付金収入 7,669,000

(項) 貸付金収入 251,568,000

入

入

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

(数) 他会計へ繰入 251,568,000

(項) 他会計へ繰入 251,568,000

年 金 勘 定		入		出	
(款) 保 險 勘 定	入	81,525,383,000			
(項) 保 險 勘 定 入	入	61,200,473,000			
一般会計より受入	入	1,628,541,000			
船員保険特別会計より受入	入	1,000,000			
運 用 入	入	18,695,319,000			
(款) 雑 収 入	入	5,442,000			
(項) 雑 収 入	入	5,442,000			
給 付 入	入	81,580,775,000			
(項) 保 險 勘 定 入	入	10,574,939,000			
業務勘定へ繰入	入	498,317,000			
諸 子 出	出	2,772,943,000			
勘 定 出	出	2,114,988,000			
業 務 勘 定 出	出	15,961,187,000			
(款) 他 勘 定 入	入	1,839,052,000			
(項) 他 勘 定 入	入	1,839,052,000			
一般会計より受入	入	2,407,090,000			
(項) 一 般 会 計 入	入	2,407,090,000			
立 金 入	入	230,182,000			
(項) 立 金 入	入	230,182,000			
雑 収 入	入	527,197,000			
(項) 雑 収 入	入	527,197,000			
入 入	入	5,003,521,000			
(項) 業 務 勘 定 入	入	2,961,763,000			
業務勘定へ繰入	入	294,758,000			
庁 公 務 員 宿 舎 設 置 費	入	11,083,000			
保 險 勘 定 出	出	149,522,000			
保 險 勘 定 出	出	1,546,445,000			
保 險 勘 定 出	出	40,000,000			
保 險 勘 定 出	出	5,003,521,000			
(款) 保 險 勘 定 入	入	7,336,007,000			
(項) 保 險 勘 定 入	入	6,508,879,000			
一 般 会 計 上 受 入		344,233,000			
厚生保険特別会計より受入		1,000,000			
運 用 入		481,895,000			
(款) 雑 収 入		26,907,000			
(項) 雑 収 入		26,907,000			
給 付 入		7,362,914,000			
(項) 保 險 勘 定 入		4,657,882,000			
厚生保険特別会計へ繰入		1,000,000			
業 務 勘 定 入		149,816,000			
諸 子 出		32,185,000			
勘 定 出		277,598,000			
業 務 勘 定 出		393,282,000			
入 入		5,511,773,000			
(款) 病 院 勘 定 入		8,186,096,000			
(項) 病 院 勘 定 入		8,186,096,000			
義肢等販売及修理収入		708,000			
(項) 他 勘 定 入		1,293,102,000			
(項) 一 般 会 計 入		1,293,102,000			
雑 収 入		86,198,000			
(項) 雑 収 入		86,198,000			
入 入		9,565,396,000			
(項) 病 院 勘 定 入		8,190,474,000			
看護婦養成費		153,636,000			
病 院 勘 定 出		1,176,286,000			
予 施 設 置 費		45,000,000			
勘 定 出		9,565,396,000			
(項) 阿 片 売 払 代 収 入		321,420,000			
(項) 阿 片 売 払 代 収 入		321,420,000			
(項) 雑 収 入		818,000			
(項) 雑 収 入		818,000			
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		62,319,000			
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入		384,557,000			

農 業			林 業		
出	入	出	出	入	出
(項) 阿片業務の購入費	362,865,000		(項) 阿片業務の購入費	362,865,000	
(項) 農業の購入費	6,137,000		(項) 農業の購入費	6,137,000	
(項) 農業の購入費	15,555,000		(項) 農業の購入費	15,555,000	
(項) 農業の購入費	384,557,000		(項) 農業の購入費	384,557,000	
農 林 省 所 管			農 林 省 所 管		
出	入	出	出	入	出
(項) 食糧管理の収入	366,488,082,000		(項) 食糧管理の収入	366,488,082,000	
(項) 食糧管理の収入	366,488,082,000		(項) 食糧管理の収入	366,488,082,000	
(項) 食糧管理の収入	264,525,642,000		(項) 食糧管理の収入	264,525,642,000	
(項) 食糧管理の収入	264,525,642,000		(項) 食糧管理の収入	264,525,642,000	
(項) 食糧管理の収入	302,792,000		(項) 食糧管理の収入	302,792,000	
(項) 食糧管理の収入	302,792,000		(項) 食糧管理の収入	302,792,000	
(項) 食糧管理の収入	631,316,466,000		(項) 食糧管理の収入	631,316,466,000	
(項) 食糧管理の収入	328,019,360,000		(項) 食糧管理の収入	328,019,360,000	
(項) 食糧管理の収入	18,500,615,000		(項) 食糧管理の収入	18,500,615,000	
(項) 食糧管理の収入	284,796,491,000		(項) 食糧管理の収入	284,796,491,000	
(項) 食糧管理の収入	50,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	50,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	631,316,466,000		(項) 食糧管理の収入	631,316,466,000	
農 業 省 所 管			農 業 省 所 管		
出	入	出	出	入	出
(項) 食糧管理の収入	44,349,949,000		(項) 食糧管理の収入	44,349,949,000	
(項) 食糧管理の収入	44,349,949,000		(項) 食糧管理の収入	44,349,949,000	
(項) 食糧管理の収入	31,870,186,000		(項) 食糧管理の収入	31,870,186,000	
(項) 食糧管理の収入	31,870,186,000		(項) 食糧管理の収入	31,870,186,000	
(項) 食糧管理の収入	2,478,000		(項) 食糧管理の収入	2,478,000	
(項) 食糧管理の収入	2,478,000		(項) 食糧管理の収入	2,478,000	
(項) 食糧管理の収入	76,222,623,000		(項) 食糧管理の収入	76,222,623,000	
(項) 食糧管理の収入	45,306,111,000		(項) 食糧管理の収入	45,306,111,000	
(項) 食糧管理の収入	2,988,304,000		(項) 食糧管理の収入	2,988,304,000	
(項) 食糧管理の収入	20,980,208,000		(項) 食糧管理の収入	20,980,208,000	
(項) 食糧管理の収入	7,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	7,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	76,222,623,000		(項) 食糧管理の収入	76,222,623,000	
農 業 省 所 管			農 業 省 所 管		
出	入	出	出	入	出
(項) 食糧管理の収入	123,633,821,000		(項) 食糧管理の収入	123,633,821,000	
(項) 食糧管理の収入	123,633,821,000		(項) 食糧管理の収入	123,633,821,000	
(項) 食糧管理の収入	1,570,000,000		(項) 食糧管理の収入	1,570,000,000	
(項) 食糧管理の収入	1,570,000,000		(項) 食糧管理の収入	1,570,000,000	
(項) 食糧管理の収入	20,084,129,000		(項) 食糧管理の収入	20,084,129,000	
(項) 食糧管理の収入	20,084,129,000		(項) 食糧管理の収入	20,084,129,000	
(項) 食糧管理の収入	1,387,220,000		(項) 食糧管理の収入	1,387,220,000	
(項) 食糧管理の収入	1,387,220,000		(項) 食糧管理の収入	1,387,220,000	
(項) 食糧管理の収入	146,675,170,000		(項) 食糧管理の収入	146,675,170,000	
(項) 食糧管理の収入	88,440,398,000		(項) 食糧管理の収入	88,440,398,000	
(項) 食糧管理の収入	4,781,224,000		(項) 食糧管理の収入	4,781,224,000	
(項) 食糧管理の収入	38,453,548,000		(項) 食糧管理の収入	38,453,548,000	
(項) 食糧管理の収入	15,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	15,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	146,675,170,000		(項) 食糧管理の収入	146,675,170,000	
農 業 省 所 管			農 業 省 所 管		
出	入	出	出	入	出
(項) 食糧管理の収入	31,884,712,000		(項) 食糧管理の収入	31,884,712,000	
(項) 食糧管理の収入	31,884,712,000		(項) 食糧管理の収入	31,884,712,000	
(項) 食糧管理の収入	1,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	1,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	1,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	1,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	22,404,236,000		(項) 食糧管理の収入	22,404,236,000	
(項) 食糧管理の収入	22,404,236,000		(項) 食糧管理の収入	22,404,236,000	
(項) 食糧管理の収入	888,000		(項) 食糧管理の収入	888,000	
(項) 食糧管理の収入	888,000		(項) 食糧管理の収入	888,000	
(項) 食糧管理の収入	55,289,836,000		(項) 食糧管理の収入	55,289,836,000	
(項) 食糧管理の収入	25,479,772,000		(項) 食糧管理の収入	25,479,772,000	
(項) 食糧管理の収入	1,464,827,000		(項) 食糧管理の収入	1,464,827,000	
(項) 食糧管理の収入	21,345,287,000		(項) 食糧管理の収入	21,345,287,000	
(項) 食糧管理の収入	7,000,000,000		(項) 食糧管理の収入	7,000,000,000	
(項) 食糧管理の収入	55,289,836,000		(項) 食糧管理の収入	55,289,836,000	
農 業 省 所 管			農 業 省 所 管		
出	入	出	出	入	出
(項) 食糧管理の収入	15,827,847,000		(項) 食糧管理の収入	15,827,847,000	
(項) 食糧管理の収入	15,827,847,000		(項) 食糧管理の収入	15,827,847,000	
(項) 食糧管理の収入	430,173,000		(項) 食糧管理の収入	430,173,000	

(項) 検査収入 (款) 雑収入 歳入	480,173,000 153,454,000 153,454,000 16,411,474,000	(項) 再保険金支払基金勘定より受入 (款) 雑収入 歳入	2,677,713,000 15,066,000 15,066,000 11,040,336,000
(項) 事務収入 サロ及倉庫運賃 他他会計へ繰入 予他勘定へ繰入 歳出	11,843,543,000 125,359,000 396,635,000 3,895,987,000 150,000,000 16,411,474,000	(項) 農業再保険費 予出 歳出	7,475,269,000 3,565,067,000 11,040,336,000
(款) 他勘定より受入 (項) 他勘定より受入 (款) 食糧証券及借入金収入 (項) 食糧証券及借入金収入 歳入	307,744,386,000 307,744,386,000 342,985,015,000 342,985,015,000 650,729,401,000	(款) 家畜再保険収入 (項) 家畜再保険収入 他他会計より受入 前年度繰越資金受入 (款) 支払基金受入 (項) 支払基金受入 再保険金支払基金勘定より受入 歳入	2,936,266,000 1,077,882,000 874,120,000 984,266,000 305,250,000 305,250,000 2,010,000 2,010,000 3,243,528,000
(項) 他会計へ繰入 歳出	307,744,386,000 342,985,015,000 650,729,401,000	(項) 家畜再保険費 予出 歳出	1,771,336,000 1,472,192,000 3,243,528,000
再保険金支払基金勘定 (款) 農業共済再保険金支払基金収入 (項) 前年度繰越資金受入 (款) 雑収入 (項) 雑収入 歳入	2,862,405,000 2,862,405,000 120,558,000 120,558,000 2,982,963,000	農業共済再保険業務費 (項) 他会計より受入 (項) 一般会計より受入 (款) 雑収入 (項) 雑収入 歳入	96,623,000 96,623,000 614,000 614,000 97,237,000
(項) 農業共済再保険収入 (項) 農業共済再保険収入 他他会計へ繰入 前年度繰越資金受入 (款) 支払基金受入 歳入	8,347,557,000 10,000 7,475,259,000 872,288,000 2,677,713,000	(項) 農業共済再保険業務費 予出 歳出	84,297,000 1,940,000 1,000,000 97,237,000 486,586,000

[illegible]

[illegible]

予出	費計	706,421,000
歳出	特定土地改良工事入	970,892,000
(款) 他会計より受入		7,082,207,000
(項) 一般会計より受入		7,082,207,000
(款) 借入金		2,945,025,000
(項) 借入金		2,945,025,000
(款) 受託工事費受入		481,398,000
(項) 受託工事費受入		481,398,000
(款) 他用途転充収入		508,022,000
(項) 他用途転充収入		508,022,000
(款) 雑収入		677,000
(項) 雑収入		677,000
(款) 予入		200,000,000
(項) 予入		200,000,000
(款) 雑収入		11,218,330,000
(項) 雑収入		11,218,330,000
(項) 土地改良事業費		10,170,197,000
土地改良事業工事事務費		577,631,000
他会計へ繰入		269,477,000
予出		201,025,000
歳出		11,218,330,000
通商産業省所管		
テールコール専売事業入		
(款) 事業収入		3,212,756,000
(項) 事業収入		3,212,756,000
(款) 雑収入		101,575,000
(項) 雑収入		101,575,000
(項) 事業収入		3,314,331,000
事業収入		2,826,252,000
他会計へ繰入		45,592,000
予出		70,000,000
歳出		2,941,844,000
(款) 保険料収入		946,230,000
(項) 保険料収入		946,230,000

(項) 保険料収入	946,230,000
(款) 運用収入	280,500,000
(項) 運用収入	280,500,000
(款) 雑収入	254,392,000
(項) 雑収入	254,392,000
(款) 前年度剰余金受入	5,311,794,000
(項) 前年度剰余金受入	5,311,794,000
(項) 前年度剰余金受入	6,792,916,000
歳入	
(項) 保険料収入	755,080,000
保険料収入	46,530,000
予出	5,991,306,000
歳出	6,792,916,000
特定物資納付金処理入	
(款) 納付金	2,808,330,000
(項) 納付金	2,808,330,000
(款) 雑収入	10,000
(項) 雑収入	10,000
(款) 前年度剰余金受入	1,000,000
(項) 前年度剰余金受入	1,000,000
(項) 前年度剰余金受入	2,809,340,000
歳入	
(項) 産業投資特別会計へ繰入	2,800,000,000
事業費取扱い費計	3,076,000
予出	6,264,000
歳出	2,809,340,000
通商産業省所管	
水船再保険入	
(款) 再保険料収入	126,095,000
(項) 再保険料収入	126,095,000
(款) 他会計より受入	2,419,000
(項) 他会計より受入	2,419,000
(款) 前年度剰余金受入	113,315,000
(項) 前年度剰余金受入	113,315,000
(款) 雑収入	8,638,000
(項) 雑収入	8,638,000
(項) 雑収入	250,467,000

昭和三十四年三月三十一日 東京建設局 昭和三十四年三月三十一日 昭和三十四年三月三十一日		三三三	
(項) 再保業務費	歳入	118,296,000	37,551,000
	歳出	2,431,000	8,557,000
(項) 再保業務費	歳入	129,740,000	937,000
(項) 再保業務費	歳出	250,467,000	82,000
(項) 再保業務費	歳入	2,401,184,000	47,127,000
(項) 再保業務費	歳出	2,401,184,000	37,870,000
(項) 再保業務費	歳入	426,014,000	8,557,000
(項) 再保業務費	歳出	426,014,000	700,000
(項) 再保業務費	歳入	925,000	47,127,000
(項) 再保業務費	歳出	2,828,123,000	3,098,200,000
(項) 再保業務費	歳入	2,639,319,000	3,098,200,000
(項) 再保業務費	歳出	52,911,000	1,987,103,000
(項) 再保業務費	歳入	185,893,000	1,987,103,000
(項) 再保業務費	歳出	2,828,123,000	1,038,000,000
(項) 再保業務費	歳入	56,102,000	1,545,000,000
(項) 再保業務費	歳出	52,911,000	2,100,000
(項) 再保業務費	歳入	19,030,000	99,597,000
(項) 再保業務費	歳出	19,030,000	7,770,000,000
(項) 再保業務費	歳入	2,338,000	2,264,850,000
(項) 再保業務費	歳出	130,381,000	1,063,262,000
(項) 再保業務費	歳入	112,344,000	795,319,000
(項) 再保業務費	歳出	8,557,000	1,347,520,000
(項) 再保業務費	歳入	8,480,000	618,389,000
(項) 再保業務費	歳出	130,381,000	1,525,000,000
(項) 再保業務費	歳入	37,551,000	55,273,000
(項) 再保業務費	歳出		100,387,000
(項) 再保業務費	歳入		7,770,000,000

通信省所管

郵政事業入

(計) 事業収入 170,763,804,000
(項) 業務収入 60,412,949,000
他会計より受入 69,995,832,000
雑収入 2,648,299,000
37,696,724,000
3,229,352,000

(計) 資本債借入金 2,700,000,000
(項) 公債借入金 529,352,000
設備貸付金 173,983,156,000

(計) 業務外支出 129,609,130,000
(項) 業務外支出 37,696,724,000
業務外支出 4,672,085,000
業務外支出 205,217,000
業務外支出 1,800,000,000
業務外支出 173,983,156,000

(計) 事業収入 52,504,086,000
(項) 事業収入 52,090,776,000
雑収入 413,310,000
6,977,540,000
6,977,540,000
59,481,626,000

(計) 支払利息 39,714,298,000
(項) 支払利息 19,526,583,000
郵政事業特別会計へ繰入 240,735,000
郵便貯金旧預金者等交付 59,481,626,000

(計) 保険勘定 122,359,212,000
(項) 保険勘定 122,359,212,000
(計) 運用収入 32,188,006,000
(項) 運用収入 32,188,006,000

(計) 雑収入 66,696,000
(項) 雑収入 66,696,000
154,613,914,000

(計) 保険収入 25,684,825,000
(項) 保険収入 26,260,405,000
郵政事業特別会計へ繰入 300,000,000
52,245,230,000

(計) 年金勘定 1,766,128,000
(項) 年金勘定 1,766,128,000
687,798,000

(計) 掛金収入 1,766,128,000
(項) 掛金収入 687,798,000
雑収入 5,734,000
5,734,000
2,409,660,000

(計) 年金 812,724,000
(項) 年金 230,000,000
郵政事業特別会計へ繰入 69,323,000
一般会計へ繰入 57,692,000
郵便年金旧受取人等交付 10,000,000
1,179,739,000

(計) 保険収入 35,842,256,000
(項) 保険収入 29,921,726,000
瑞穂等因庫負担金受入 398,483,000
未經過保険料受入 1,026,680,000
支払備金受入 4,495,367,000
322,495,000

(計) 雑収入 322,495,000
(項) 雑収入 36,164,751,000
保険勘定 26,629,208,000
瑞穂等特別保険費 418,101,000
瑞穂等臨時措置費 239,191,000

[illegible]

道路災害関連事業費	210,000,000
臨時就労対策事業費	7,585,180,000
特別失業対策事業費	1,528,000,000
日本道路公団出資金	4,500,000,000
首都高速道路公団出資金	1,000,000,000
道路事業工事事務費	2,349,600,000
事務費	4,129,000
附帯工事費	1,048,000,000
受託工事費	98,000,000
他会計へ繰入	536,884,000
予備費	673,988,000
歳出合計	100,561,502,000

丙号 繰越明許費
総理府所管

臨時受託関連

(項) 調達契約支払金
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

厚生省所管

厚生保険

(項) 業務勘定費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 福祉施設費
上記の経費のうち、健康保険医療施設費、厚生年金病院施設費及び厚生年金会館施設費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

国立病院

(項) 施設整備費
上記の経費のうち、施設費(当該経費に関連して支出を要する経費を含む)は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農林省所管

食糧管理

(項) 国内米管理勘定
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

輸入食糧管理勘定

(項) 輸入食糧買入費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

農産物等安定勘定
(項) 農産物等買入費
上記の経費のうち、飼料買入費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

特定土地改良工事

(項) 土地改良事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 土地改良事業工事事務費
上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

運輸省所管

特定港湾施設工事

(項) 輸出港湾施設工事費
石油港湾施設工事費
鉄鋼港湾施設工事費
石炭港湾施設工事費

受託工事費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 港湾事業事務費
上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

通信省所管

郵政事業

(項) 局舎其他建設費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

労働省所管

労働者災害補償保険

(項) 庁舎等新営費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

失業保険

(項) 庁舎等新営費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

建設省所管

特定多目的ダム建設工事

(項) 多目的ダム建設事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 工事事務費

上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額旅費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

(項) 業務費		(項) 事業費
上記の経費のうち、建設費精算還付金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		上記の経費のうち、建設費精算還付金は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 道路事業費		(項) 道路事業費
北海道道路事業費		北海道道路事業費
街路事業費		街路事業費
北海道街路事業費		北海道街路事業費
離島道路事業費		離島道路事業費
道路災害関連事業費		道路災害関連事業費
臨時就労対策事業費		臨時就労対策事業費
上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
(項) 道路事業工事事務費		(項) 道路事業工事事務費
上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額床費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。		上記の経費のうち、超過勤務手当、常勤職員給与、日額床費及び工事雑費は、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用することができる。
丁号 国庫債務負担行為		丁号 国庫債務負担行為
厚生省所管		厚生省所管
(事項) 施設整備		(事項) 施設整備
営繕工事等施設整備のため、668,815,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。		営繕工事等施設整備のため、668,815,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。
農林省所管		農林省所管
(事項) 輸入食糧の買入		(事項) 輸入食糧の買入
外国から食糧を買入れるため、32,000,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。		外国から食糧を買入れるため、32,000,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。
(事項) 輸入飼料の買入		(事項) 輸入飼料の買入
外国から飼料を買入れるため、3,000,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。		外国から飼料を買入れるため、3,000,000,000円を限り、昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。
国有林野事業		国有林野事業
(事項) 土地及び建物借入		(事項) 土地及び建物借入
国有林野事業に必要な土地及び建物借り入れるため、借料年額16,795,000円を限度とし、借入契約を昭和34年度において結ぶことができる。		国有林野事業に必要な土地及び建物借り入れるため、借料年額16,795,000円を限度とし、借入契約を昭和34年度において結ぶことができる。
運輸省所管		運輸省所管
(事項) 自航大型ボンプ渡渡船整備		(事項) 自航大型ボンプ渡渡船整備
名古屋港航路渡渡船のために必要な自航大型ボンプ渡渡船整備のため、590,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。		名古屋港航路渡渡船のために必要な自航大型ボンプ渡渡船整備のため、590,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。
通信省所管		通信省所管
(事項) 事業用品の購入及び調製等		(事項) 事業用品の購入及び調製等

郵政事業に必要な事業用品の購入及び調製等のため、600,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 局舎その他諸施設工事
局舎その他諸施設工事を実施するため、4,015,344,000円を限り、昭和34年度、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

(事項) 土地及び建物借入
郵政事業に必要な土地及び建物借り入れるため、借料年額250,000,000円を限度とし、借入契約を昭和34年度において結ぶことができる。

建設省所管

特定多目的ダム建設工事

(事項) 多目的ダム建設事業

和賀川湯田ダム建設工事

和賀川湯田ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、310,000,000円を限り、昭和34年度以降4カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

由良川大野ダム建設工事

由良川大野ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、130,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

球磨川市房ダム建設工事

球磨川市房ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、80,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

名取川大倉ダム建設工事

名取川大倉ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、480,000,000円を限り、昭和34年度、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

淀川天ヶ瀬ダム建設工事

淀川天ヶ瀬ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、200,000,000円を限り、昭和34年度、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

雄物川皆瀬ダム建設工事

雄物川皆瀬ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、1,060,000,000円を限り、昭和34年度以降5カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

鬼怒川川俣ダム建設工事

鬼怒川川俣ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、1,140,000,000円を限り、昭和34年度以降5カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

揖斐川横山ダム建設工事

揖斐川横山ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、140,000,000円を限り、昭和34年度以降5カ年度内において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

利根川箇原ダム建設工事

利根川箇原ダムの建設及びこれに附帯する工事を実施するため、110,000,000円を限り、昭和34年度及び昭和35年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

道 路 整 備

(事項) 直轄道路改築事業

1級国道13号猿羽根すい道改築工事外14カ所の改築工事を実施するため、3,000,000,000円を限り、昭和34年度、昭和35年度及び昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和34年度において結ぶことができる。

留床川十四井遊楽地区遊歩道整備事業

中
国領と野田ふら。

留床川十四井一四一十川口

大田 幸 啓 介

昭和34年度政府関係機関予算

予 算 総 則

第1章 総 則

(収入支出予算の区分)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和34年度収入支出予算を、「甲号収入支出予算」とお
り定める。

- 日本専売公社
- 日本国有鉄道
- 日本電信電話公社
- 国民金融公庫
- 住宅金融公庫
- 農林漁業金融公庫
- 中小企業金融公庫
- 北海道東北開発公庫
- 公営企業金融公庫
- 中小企業信用保険公庫
- 日本開発銀行
- 日本輸出入銀行
- 日本専売公社

第2章 (債務負担行為)

第2条 日本専売公社法(昭和23年法律第255号)第35条第1項の規定により、日本専売公社が
昭和34年度において債務を負担する行為をすることができ、丁号債務負担
行為による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 日本専売公社法第35条第2項の規定により、日本専売公社が昭和34年度において災害
復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができ、限度額を
100,000,000円と定める。

(短期借入金金の最高額)

第4条 日本専売公社法第43条の14第2項の規定により、日本専売公社が昭和34年度におい
て借入をすることができる短期借入金金の最高額を96,000,000,000円と定める。

(支出予算の弾力事項)

第5条 日本専売公社において、事業量の増加等によりその収入がこの予算において予定した金
額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部又は全部に
相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

第6条 日本専売公社は、日本専売公社法第43条の2の規定により、次に掲げる経費の金額を
相互に流用し、又はこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、若しくはこれらの経費に
予備費を使用するときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給料、扶養手当及び勤務地手当(以下本章において「基準内
給与」と総称する。)に要する経費
- (3) 職員に対して支給する石炭手当、寒冷地手当、薪炭手当、宿日直手当、特殊勤務手
当、期末手当、奨励手当、超過勤務手当及び休職者給与(以下「基準外給与」と総称
する。)に要する経費
- (4) 補助金及び交付金に要する経費
- (5) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定する場合のほか、日本専売公社は、施設費の金額を他の経費の金額に流用し、又
は他の経費の金額を施設費の金額に流用し、若しくは予備費を使用するときは、大蔵大臣の承
認を受けなければならない。

(繰越の制限)

第7条 日本専売公社は、日本専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により、次に掲げ
る経費の金額を繰り越して使用するとき、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費
- (3) 補助金及び交付金に要する経費

(給与総額等)

第8条 昭和34年度において、日本専売公社法第43条の22第1項の規定による日本専売公社の
職員に対して支給する基準内給与の額は9,302,689,000円とし、基準外給与の額は8,389,302,000
円とし、給与の総額は12,702,491,000円とする。ただし、この予算の基礎となつた給与準則を
実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合、又は給与に關する公
共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当で

あると認められる場合において、大蔵大臣の承認を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第5条の規定によりこれらの額が変更されたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給付の額及び基準外給付の額は、大蔵大臣の承認を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給付の支出)

- 第9条 前条の規定にかかわらず、日本専売公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、大蔵大臣の承認を経て、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を、昭和84年度において職員に対する特別の給付の支出に充てることができる。

第3章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

- 第10条 日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第39条の8第1項の規定により、日本国有鉄道が昭和84年度において債務を負担する行為をすることができる事項については、「丁号債務負担行為」による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

- 第11条 日本国有鉄道法第39条の8第2項の規定により、日本国有鉄道が昭和84年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合において債務を負担する行為をすることができる限度額を1,000,000,000円と定める。

(借入金等の限度額)

- 第12条 日本国有鉄道法第42条の2第2項の規定により、日本国有鉄道が昭和84年度において、借入をすることができる長期借入金の限度額は26,500,000,000円、鉄道債券のうち、公債により発行するものの限度額は24,000,000,000円、都市計画の実施に関連して施行する工事等の資金に充てるため発行するもの及び繰上り引受により発行するものの限度額は額面10,500,000,000円並びに借入をしていることができる短期借入金の最高額を17,000,000,000円と定める。

- 2 日本国有鉄道は、前項に掲げる債券の発行価格が額面金額を下廻るときは、これによる発行価格差減額を補てんするため必要とする金額を限り、昭和84年度において同項の限度額をこえて債券を発行することができる。

(支出予算の弾力条項等)

- 第13条 日本国有鉄道において、事業量の増加等によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出及び資本勘定へ繰入の増加に充てることができる。

- 2 日本国有鉄道において、資本勘定の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を工事勘定の支出又は債務の償還に充てることができる。

- 3 日本国有鉄道において、国又は公共団体等から日本国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受けるときは、運輸大臣の承認を経て、この資金を工事勘定の支出に充てることができる。

- 4 日本国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により工事勘定の支出をこの予算において予定した金額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を経て、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の支出に充てることができる。

(流用等の制限)

- 第14条 日本国有鉄道は、日本国有鉄道法第39条の14第2項の規定により、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、又はこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、若しくはこれらの経費に予備費を使用するときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
(2) 職員に対して支給する職員給、扶養手当及び勤労地手当(以下「基準内給付」と総称する。)に要する経費

- (3) 職員に対して支給する基準外給付に要する経費

- (4) 交際費に要する経費

- 2 前項に規定する場合のほか、日本国有鉄道は、工事勘定の支出のうち総経費以外の経費の金額を他の経費の金額に流用するときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

(繰越の制限)

- 第15条 日本国有鉄道は、日本国有鉄道法第39条の15第1項ただし書の規定により、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用するときには、運輸大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費

- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給付総額等)

- 第16条 昭和84年度において、日本国有鉄道法第44条第1項後段の規定による日本国有鉄道の職員に対して支給する基準内給付の額は113,903,881,000円とし、基準外給付の額は41,168,521,000円とし、給付の総額は155,072,402,000円とする。ただし、この予算の基礎となつた給付率則を実施するため必要を生じた場合、第13条第1項の規定により給付を支出する場合、又は給付に関する公共企業体等労働委員会の決定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第13条第1項の規定によりこれらの額が変更されたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給付の額及び基準外給付の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給付の支出)

- 第17条 前条の規定にかかわらず、日本国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、運輸大臣の認可を経て、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を、昭和84年度において職員に対する特別の給付の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の限度額)

- 第18条 日本国有鉄道が昭和84年度末において保有する貯蔵品の限度額を19,000,000,000円と定める。ただし、その限度額の変更について運輸大臣が承認した場合は、この限りでない。

第4章 日本電信電話公社

(債務負担行為)

第19条 日本電信電話公社法(昭和27年法律第250号)第47条第1項の規定により、日本電信電話公社が昭和34年度において債務を負担する行為をすることができる事項については、「丁号(債務負担行為)」による。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第20条 日本電信電話公社法第47条第2項の規定により、日本電信電話公社が昭和34年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合において、債務を負担する行為をすることができる限度額を500,000,000円と定める。

(借入金等の限度額)

第21条 日本電信電話公社法第62条第2項の規定により、日本電信電話公社が昭和34年度において、借入をすることができる長期借入金の限度額を2,500,000,000円、電信電話債券のうち、公募により発行するものの限年額を額面2,500,000,000円、電話設備費負担臨時措置法(昭和26年法律第225号)に基く引受及び受益者の引受により発行するものの限度額を額面13,000,000,000円及び借入をしていることができる一時借入金の最高額を10,000,000,000円と定める。

2 日本電信電話公社は、前項に掲げる債券の発行価格が額面金額を下廻るときは、これによる発行価格差減額を補てんするため必要とする金額を限り、昭和34年度において同項の限度額をこえて債券を発行することができる。

(支出予算の弾力事項)

第22条 日本電信電話公社において、事業量の増加等によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、通信大臣の承認を経て、その増加する収入金の一部又は全部に相当する金額を事業のため直接必要とする経費の支出及び資本勘定へ繰入の増加に充てることができる。

2 日本電信電話公社において、資本勘定の収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、通信大臣の承認を経て、その増加額の一部又は全部に相当する金額を建設勘定の支出又は償還の償還に充てることができる。

(流用等の制限)

第23条 日本電信電話公社は、日本電信電話公社法第53条第2項の規定により、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、又はこれらの経費の金額に他の経費の金額を流用し、若しくはこれらの経費に予備費を使用するときは、通信大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費
- (3) 職員に対して支給する基準外給与に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定する場合のほか、日本電信電話公社は、建設勘定の支出のうち総経費以外の経費の金額を他の経費の金額に流用するときは、通信大臣の承認を受けなければならない。

第24条 日本電信電話公社は、日本電信電話公社法第54条第1項ただし書の規定により、次に掲げる経費の金額を繰り越して使用するときは、通信大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(給付総額等)

第25条 昭和34年度において、日本電信電話公社法第72条第1項の規定による日本電信電話公社の職員に対して支給する基準内給与の額は44,142,872,000円とし、基準外給与の額は17,075,724,000円とし、給与の総額は61,218,596,000円とする。ただし、この予算の基礎となつた給付率則を実施するため必要を生じた場合、第22条第1項の規定により給与を支出する場合、又は給付率則に関する公共企業体等労働委員会等の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、通信大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、通信大臣の認可を経て、経費の流用若しくは予備費の使用により、又は第22条第1項の規定により、これらの額が変更されたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、通信大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、通信大臣の認可を経て、それらの合計額が変更されない範囲内において変更されたときは、それぞれその変更された額とする。

(特別給付の支出)

第26条 前条の規定にかかわらず、日本電信電話公社は、通信大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によつて収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、通信大臣の認可を経て、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、昭和34年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第27条 日本電信電話公社法第72条第1項の規定により、昭和34年度において、経済事情の変動その他予測することができない事象に占するため、日本電信電話公社が臨時に支給することができる臨時給与の限度額を200,000,000円と定める。

2 前項の規定によつて支出するときは、通信大臣の承認を受けなければならない。

(貯蔵品保有の限度額)

第28条 日本電信電話公社が昭和34年度末において保有する貯蔵品の限度額を12,000,000,000円と定める。ただし、その限度額の変更について通信大臣が承認した場合は、この限りでない。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、日本開発銀行及び日本輸出銀行

(借入金等の限度額)

第29条 国民金融公庫法(昭和24年法律第49号)第22条の2第1項の規定により国民金融公庫が昭和34年度において借入をすることができる借入金の限度額を25,000,000,000円と定める。

第30条 住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)第27条の2第1項の規定により住宅金融公庫が昭和34年度において借入をすることができる借入金の限度額を28,500,000,000円と定める。第31条 農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)第24条第1項の規定により農林漁業金融公庫が昭和34年度において借入をすることができる借入金の限度額を21,500,000,000円と定める。

第32条 中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第26条第1項の規定により 中小企業金融公庫が昭和34年度において借入をすることができる借入金の限度額を27,500,000,000円と定める。

第38条 北海道東北開発公庫法(昭和31年法律第97号)第26条第1項及び第27条第1項の規定により北海道東北開発公庫が昭和34年度において借入をすることができる借入金の限度額を6,000,000,000円、北海道東北開発債券を発行することができる限度額を額面6,000,000,000円と定める。

2 北海道東北開発公庫は、前項に掲げる債券の発行価格が額面金額を下廻るときは、これによる発行価格差減額を補てんするため必要とする金額を限り、昭和34年度において、同項の限度額をこえて債券を発行することができる。

第34条 公営企業金融公庫法(昭和32年法律第83号)第23条の規定により公営企業金融公庫が昭和34年度において公営企業債券を発行することができる限度額を額面10,000,000,000円と定める。

2 公営企業金融公庫は、前項に掲げる債券の発行価格が額面金額を下廻るときは、これによる発行価格差減額を補てんするため必要とする金額を限り、昭和34年度において、同項の限度額をこえて債券を発行することができる。

第35条 大蔵大臣は、予見し難い経済事情の變動により本章に掲げる公庫において事業資金の増加を必要とする特別の事由があるときは、本章に規定する借入金の限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該借入金の限度額を増加することができる。

(支出予算の弾力条件)

第36条 本章に掲げる公庫が前条の規定により借入金の金額を増加するとき、大蔵大臣の承認を経て、借入金の利子等事業量の増加に伴い直接必要な経費をこの予算に基く当該経費の金額をこえて支出することができる。

第37条 日本開発銀行及び日本輸出入銀行において、貸付業務に係る事業量の増加によりその収入がこの予算において予定した金額に比して増加するときは、大蔵大臣の承認を経て、その増加する収入金額の一部又は全部に相当する金額を貸付業務の増加のため直接必要とする経費の支出に充てることができる。

(固定資産取得費の限度額)

第38条 各公庫の昭和34年度における固定資産取得費の限度額を、次のとおり定める。

国民金融公庫	388,616,000
住宅金融公庫	184,587,000
農林漁業金融公庫	129,882,000
中小企業金融公庫	210,460,000
北海道東北開発公庫	60,788,000
公営企業金融公庫	7,648,000

中小企業信用保険公庫

83,486,000

2 前項の規定にかかわらず、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び北海道東北開発公庫において、昭和33年度中に支払った固定資産取得費が昭和33年度政府関係機関予算総則第38条第1項に定める金額にまで達しなかつたときは、その達しなかつた金額を前項の固定資産取得費の限度額に加えることができる。

(住宅金融公庫の住宅融資保険契約の限度額)

第39条 住宅融資保険法(昭和30年法律第63号)第6条の規定により、住宅金融公庫が昭和34年度において締結する保険契約の保険額の総額の限度を5,700,000,000円と定める。

(住宅金融公庫の保険金予算の弾力条件)

第40条 住宅金融公庫において、住宅融資保険法に基く保険金の支出が増加し、保険金の予算額に不足を生ずるときは、住宅金融公庫法第26条の2第2項に規定する住宅融資保険基金及び同条第3項に規定する住宅融資保険積立金に相当する金額を限度として、保険金を支出することができる。

(中小企業信用保険公庫の締結する保険契約の限度額)

第41条 中小企業信用保険公庫法(昭和33年法律第83号)第18条第2項の規定により、中小企業信用保険公庫が昭和34年度において締結する保険契約の保険額の総額の限度を、次のとおり定める。

(1) 融資保険	9,000,000,000
(2) 普通保証保険	15,000,000,000
(3) 包括保証保険	130,000,000,000

(中小企業信用保険公庫の貸付限度額)

第42条 中小企業信用保険公庫法第18条第2項の規定により、中小企業信用保険公庫が昭和34年度において信用保証協会に対して貸付をすることができる貸付金の総額の限度を2,450,000,000円と定める。

(流用の制限)

第43条 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和26年法律第108号)第31条第1項の規定により、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、又はこれらの経費の金額を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用するときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(1) 役員員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費

第44条 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和25年法律第268号)第33条第1項の規定により、次に掲げる経費の金額を相互に流用し、又はこれらの経費の金額を他の経費の金額に流用し、若しくは他の経費の金額をこれらの経費の金額に流用するときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

- (1) 役職員に対して支給する給与に要する経費
(2) 交際費に要する経費

(特給予算等の制限)

第45条 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行は、この支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し、又は支給してはならない。

(当該大臣の名称の読み替え)

第46条 この予算に定める当該大臣の名称が法令の規定による名称と異なることとなつた場合においては、この予算の執行にあたつて、閣議の定めるところにより法令の規定するところに基づいて読み替へることができるものとする。

甲号 収入支出予算

日本専売公社
収 入

(項) たばこ事業収入 246,783,015,000
煙草事業収入 23,803,567,000
しよろ脳事業収入 783,793,000
共通収入 414,374,000
取 入 合計 271,584,749,000

支 出

(項) 給与その他諸費 14,346,863,000
たばこ事業費 110,366,214,000
煙草事業費 24,015,513,000
しよろ脳事業費 3,710,000,000
共通事業費 708,972,000
共同資産取得費 1,385,486,000
予 出 合計 2,260,485,000
支 出 合計 1,300,000,000
158,094,513,000

損 益 勘 定

日本国有鉄道

(項) 運 輸 収 入 344,088,647,000
雑 収 入 14,480,375,000

政府会計より受 入 35,706,000
収 入 合計 358,554,723,000

支 出

(項) 給与其他諸費 147,989,689,000
増 送 力 費 13,024,277,000
修 繕 費 40,464,887,000
共 通 費 51,977,090,000
業 務 委託費 13,439,523,000
受 託 工事費 4,097,123,000
利子及債務取扱諸費 4,000,000,000
資本勘定へ繰入費 18,615,138,000
予 出 合計 59,897,001,000
支 出 合計 5,000,000,000
358,554,723,000

資本勘定 収 入

(項) 損益勘定より受 入 59,897,001,000
資産 充 当 811,089,000
鉄 道 債 券 34,500,000,000
借 入 合計 26,500,000,000
取 入 合計 121,708,090,000

支 出

(項) 借入金等償還 9,708,090,000
工事勘定へ繰入 111,500,000,000
出 合計 500,000,000
支 出 合計 121,708,090,000

工 事 勘 定

(項) 資本勘定より受 入 111,500,000,000
支 出

(項) 建設増設費 9,500,000,000

東海道幹線増設費 3,000,000,000

電 車 設 備 費 12,776,000,000

諸 設 備 費 27,105,089,000

52,461,847,000

[illegible]

[illegible]

日本国 銀行		予 備 費	
収 入		支 出 合 計	
(款) 事業 益 金	32,442,959,000	10,000,000	
(項) 事業 収 入	32,442,959,000	11,000,000	
(款) 雑 収 入	216,000,000		
(項) 雑 収 入	196,000,000		
雑 収 入 計	20,000,000		
収 入 合 計	32,658,959,000		
(項) 事業 損 失 金	18,558,286,000		
(項) 事業 損 失 金	200,000,000		
支 出 合 計	18,758,286,000		
一 般 勘 定	日本 輸 入 銀 行		
(款) 事業 益 金	4,042,141,000		
(項) 事業 収 入	4,042,141,000		
(款) 雑 収 入	192,819,000		
(項) 雑 収 入	192,459,000		
雑 収 入 計	360,000		
(款) 東南アジア開発協力基金	1,000,000		
(項) 東南アジア開発協力基金	1,000,000		
収 入 合 計	4,235,960,000		
(項) 事業 損 失 金	3,367,145,000		
(項) 事業 損 失 金	200,000,000		
支 出 合 計	3,567,145,000		
東南アジア開発協力基金勘定			
(款) 基 金 収 入	177,293,000		
(項) 基 金 収 入	177,293,000		
(項) 一 般 勘 定 へ 繰 入	1,000,000		

予 備 費	10,000,000
支 出 合 計	11,000,000
丁号 債務 負担 行為	日本 専 売 公 社
増 事 業 費	外国から増を購入するため、3,500,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本専売公社の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
増 業 務 交 付 金	増業整頓の実施に伴い、整理を受ける増業者に対し、8,700,000,000 円を限り、増業整理交付金を昭和 34 年度及び昭和 35 年度において支払うべき旨の日本専売公社の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
共 通 費	日本 国 有 鉄 道
技術研究所等の業務に必要な物品等を購入するため、100,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。	
輸 送 諸 費	輸送業務に直接必要な物品等を購入するため、800,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
動 力 費	運転に必要な石炭、電力及び流動燃料を購入するため、1,200,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
修 繕 費	諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品を購入し、又は修繕工事を実施するため、9,500,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
電 化 設 備 費	電化設備工事を実施するため、9,000,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。
車 両 面 費	車両を購入するため、10,000,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

諸 設 備 費

事業に必要な諸施設の工事を実施するため、14,500,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

くりからすい道及び信濃川発電所の建設工事を実施するため、1,500,000,000 円を限り、昭和 35 年度及び昭和 36 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

建 設 工 事 費

建設工事を実施するため、8,000,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

東海道幹線増設費

東海道幹線増設工事(丹那すい道の建設工事を除く)を実施するため、2,000,000,000 円を限り、昭和 35 年度において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

丹那すい道の建設工事を実施するため、4,000,000,000 円を限り、昭和 35 年度以降 4 カ年度内において日本国有鉄道の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

日本電信電話公社

電信電話施設費

電信電話施設工事を実施するため、24,000,000,000 円を限り、昭和 34 年度及び昭和 35 年度において日本電信電話公社の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

局 舎 建 設 費

局舎建設工事を実施するため、10,000,000,000 円を限り、昭和 34 年度、昭和 35 年度及び昭和 36 年度において日本電信電話公社の債務の負担となる行為を昭和 34 年度においてすることができる。

昭和三十四年三月三日 衆議院會議録第二十一号(その二)

三五〇

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し、原稿紙は二十円)
(配達料共)

発行所
東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一(五線)